

法曹人口に関する基礎的資料

1	法曹人口の拡大に至る経緯	1
2	法曹人口の推移	4
	(1) 法曹三者の人口の推移	4
	(2) 司法試験の合格状況	5
	(3) 司法修習終了者の進路別人数	7
	(4) 法科大学院志願者数・受験者数, 入学定員・入学者数の推移	9
	(5) 今後の法曹人口についてのシミュレーション	10
3	弁護士偏在の是正状況	12
	(1) 弁護士会別の弁護士数の推移	12
	(2) 弁護士過疎・偏在の解消状況	15
	ア 都道府県別弁護士1人当たりの人口比較	15
	イ 弁護士ゼロ・ワン地方裁判所支部数の変遷	16
	ウ 支部管内に所在する弁護士数	17
4	法曹に対する需要	20
	(1) 裁判所の事件	20
	ア 民事・行政事件, 家事事件, 刑事事件, 少年事件	20
	イ 専門的知見を要する事件	24
	ウ 平均審理期間	25
	エ 民事第一審通常訴訟既済事件における弁護士選任状況	26
	(2) 法律相談件数	27
	(3) 国選弁護人・国選付添人契約弁護士数	28
	(4) 法曹の活動領域の拡大状況	29
	ア 組織内弁護士数の推移	29
	イ 修習期別企業内弁護士数・経験年数別企業内弁護士割合	30
5	司法修習終了者（裁判官及び検察官任官者を除く。）の弁護士登録等状況	31
6	司法修習生考試（二回試験）の合格状況	33
7	諸外国における法曹人口	34
8	隣接法律専門職種の人人口の推移	37

1 法曹人口の拡大に至る経緯

●司法制度改革審議会意見書（抜粋）

III 司法制度を支える法曹の在り方

第1 法曹人口の拡大

1. 法曹人口の大幅な増加

- 現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手し、平成16（2004）年には合格者数1,500人達成を目指すべきである。
- 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべきである。
- このような法曹人口増加の経過により、おおむね平成30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれる。

我が国の法曹人口について、昭和39年の臨時司法制度調査会の意見は、「法曹人口が全体として相当不足していると認められるので、司法の運営の適正円滑と国民の法的生活の充実向上を図るため、質の低下を来たさないよう留意しつつ、これが漸増を図ること」を求めた。この年は、司法試験の最終合格者数が戦後初めて500人を超えた年であったが、その後、その数は増えず、500人前後の数字が平成2年まで続いた。そして、平成3年からようやく増加に転じ、平成11年には1,000人に達した。法曹人口の総数は、平成11年の数字で20,730人となっている（ちなみに、国際比較をすると、法曹人口（1997）については、日本が約20,000人〈法曹1人当たりの国民の数は約6,300人〉、アメリカが約941,000人〈同約290人〉、イギリスが約83,000人〈同約710人〉、ドイツが約111,000人〈同約740人〉、フランスが約36,000人〈同約1,640人〉であり、年間の新規法曹資格取得者数については、アメリカが約57,000人〈1996-1997〉、イギリスが約4,900人〈バリスタ1996-1997、ソリシタ1998〉、ドイツが約9,800人〈1998〉、フランスが約2,400人〈1997〉である。）。

しかし、今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正（いわゆる「ゼロ・ワン地域」の解消）の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。

これらの諸要因への対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題である。司法試験合格者数を法曹三者間の協議で決定することを当然とするかのごとき発想は既に過去のものであり、国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的な課題である。

このような観点から、当審議会としては、法曹人口については、計画的にできるだけ早期に、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要があると考える。具体的には、平成14（2002）年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16（2004）年には合格者数1,500人を達成することを目指すべきである。さらに、同じく平成16（2004）年からの学生受入れを目指す法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切替え（詳細は後記第2「法曹養成制度の改革」参照）が予定される平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきである。このような法曹人口増加の経過を辿るとすれば、おおむね平成30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模（法曹1人当たりの国民の数は約2,400人）に達することが見込まれる。

なお、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることは、あくまで「計画的にできるだけ早期に」達成すべき目標であって、上限を意味するものではないことに留意する必要がある。

2. 裁判所、検察庁等の人的体制の充実

- 全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官を大幅に増員すべきである。
- 裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の質、能力の向上を一層推し進めるとともに、その適正な増加を図っていくべきである。
(以下、略)

(1) 裁判官

裁判所の人的体制の現状を見ると、例えば、裁判官数が足りないことにより、裁判官の負担過多、大型事件等の長期化などの深刻な事態が生じているなどの指摘がある。

前記のとおり、(i)今後、民事訴訟事件の一層の充実・迅速化を図るため、その審理期間をおおむね半減することを目指し、計画審理の推進や証拠収集手続の拡充等の方策を実施する必要がある、(ii)刑事訴訟事件についても、国民参加の制度を新たに導入することとの関係で、審理の一層の充実・迅速化が求められることから、新たな準備手続を創設し、連日的開廷を原則化し、(iii)また、裁判官制度に関する諸改革（後記第5参照）を実現に移さなければならず、(iv)さらに、社会経済情勢の変化等により今後事件数の一層の増加が見込まれるところである。

こうした制度改革等に対応するためには、全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官を大幅に増員することが不可欠である。

(注) 最高裁判所からは、この点に関して、今後、事件数がおおむね現状どおりで推移するとしても、向後10年程度の期間に500名程度の裁判官の増員が必要となり、更に事件数が増加すれば、それに対応する増員（例えば、民事訴訟事件数が1.3倍になった場合には、約300名ないし400名）が必要であるとの試算が示されている。

(2) 検察官

他方、検察庁の人的体制の現状を見ると、検察官数が足りないことにより、経済事件、警察等第一次捜査機関からの送致事件や告訴・告発事件に十分対応できないという弊害が生じたり、検事が扱うこととされている地方検察庁の事件のうち、比較的軽微な事案を中心としているとはいえ、その多数が副検事に委ねられ、かつ副検事が扱うこととされている区検察庁の事件を検察事務官が扱うという、いわゆる肩代わり現象が生じている旨の指摘もある。

検察が国民の期待に応えその機能・権限を適切かつ十分に果たしうるようにするためには、(i)警察等からの送致事件や告訴・告発事件の捜査体制の充実・強化を図るとともに、(ii)経済事件への対応を強化し、(iii)また、刑事訴訟事件について国民参加の制度を新たに導入すること（後記Ⅳ「国民的基盤の確立」の第1の1.参照）との関係でも、今後、審理の一層の充実・迅速化が求められることとなり、新たな準備手続の創設、連日的開廷の原則化等に十分対応しうるよう、捜査・公判体制の充実を図る必要がある、(iv)検察官制度に関する諸改革（後記第4参照）も実現しなければならない。

こうした制度改革等に対応するためには、全体としての法曹人口の増加を図る中で、検察官を大幅に増員することが不可欠である。

(注) 法務省からは、これらの制度改革等の実現のためには、1,000名程度の検事の増員が必要となるとの意見が示されている。

(3) 裁判所職員、検察庁職員

裁判官、検察官が、十分にその機能・役割を果たしうるためには、いわばスタッフとしてこれを支える裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の体制の充実・強化も不可欠であることから、これら関係職員の質、能力の向上を一層推し進めるとともに、その適正な増加を図っていく必要がある。

(以下、略)

●司法制度改革推進計画（抜粋）

III 司法制度を支える体制の充実強化

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図るため、以下に述べるところに従い、改革を推進する。

第1 法曹人口の拡大

現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっているということを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。

また、全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官の大幅な増員や裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の適正な増加を含む司法を支える人的基盤の充実を図ることが必要であり、そのため、各種の制度改革の進展や社会の法的需要を踏まえるとともに、その制度等を効率的に活用しつつ、必要な措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

1 法曹人口の大幅な増加

現行司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度に、平成16年に1,500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。（法務省）

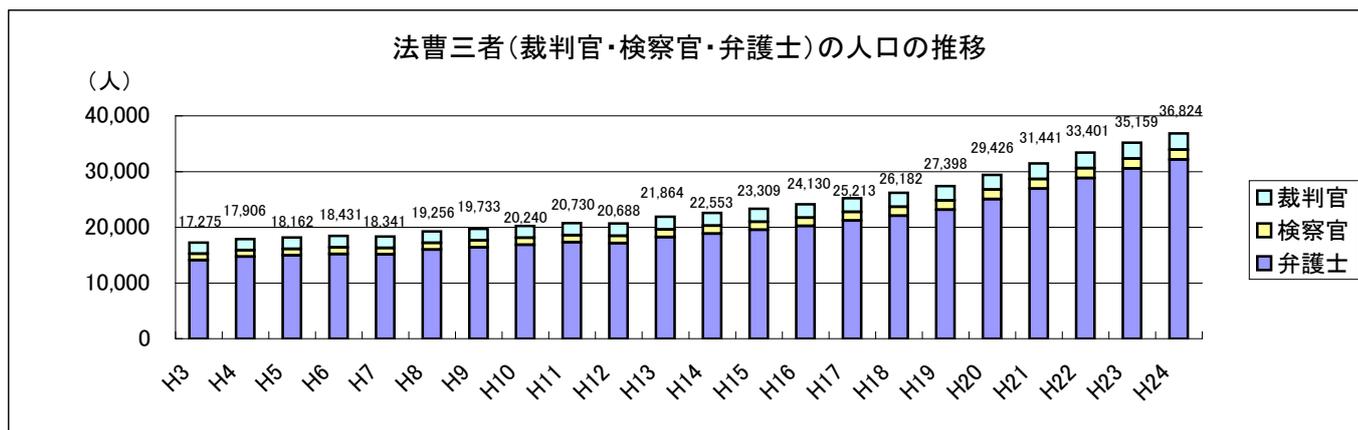
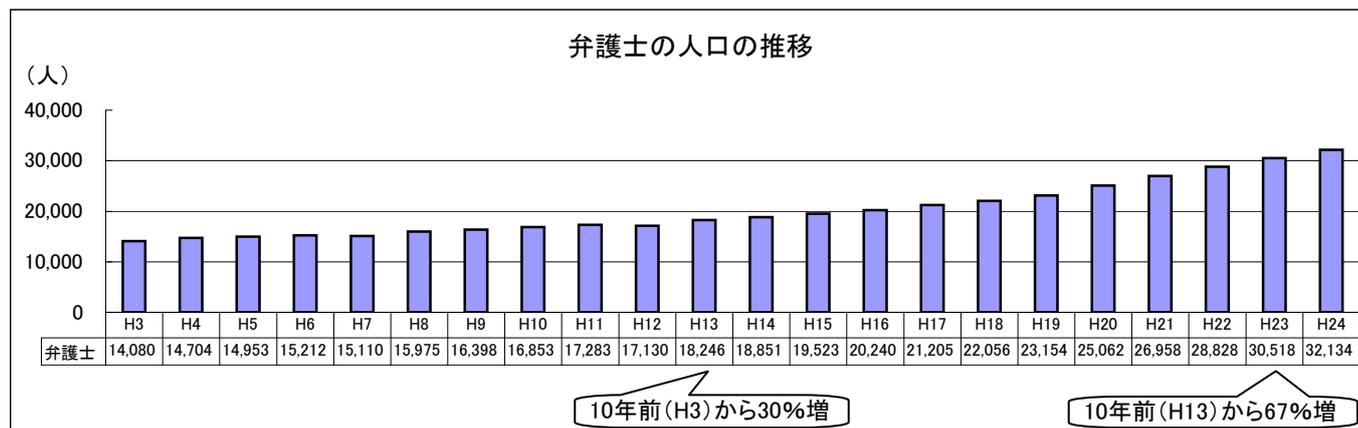
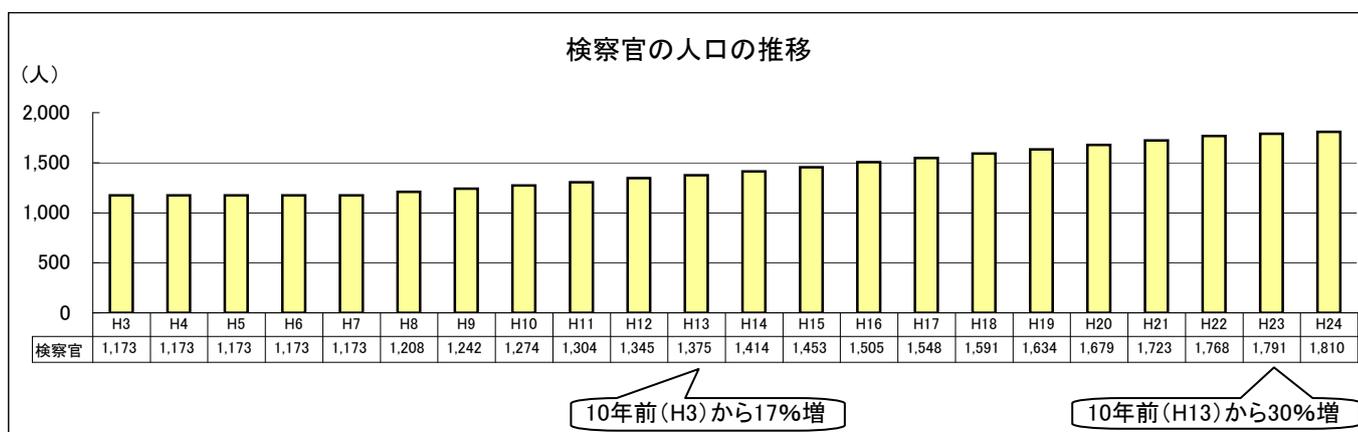
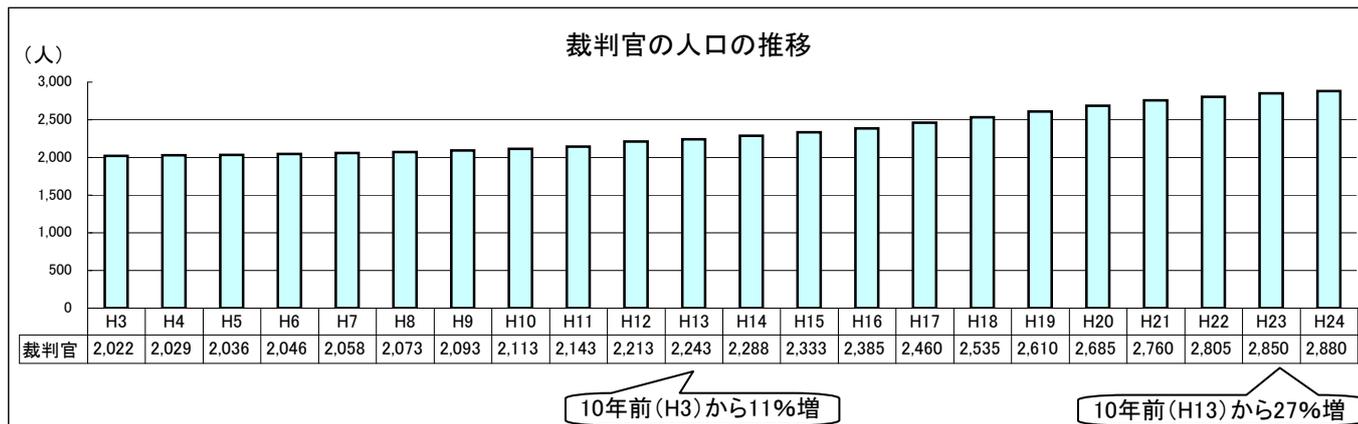
2 裁判所、検察庁等の人的体制の充実

(1) 本部の設置期間中においても、裁判官、検察官の必要な増員を行うこととし、所要の措置を講ずる。（法務省）

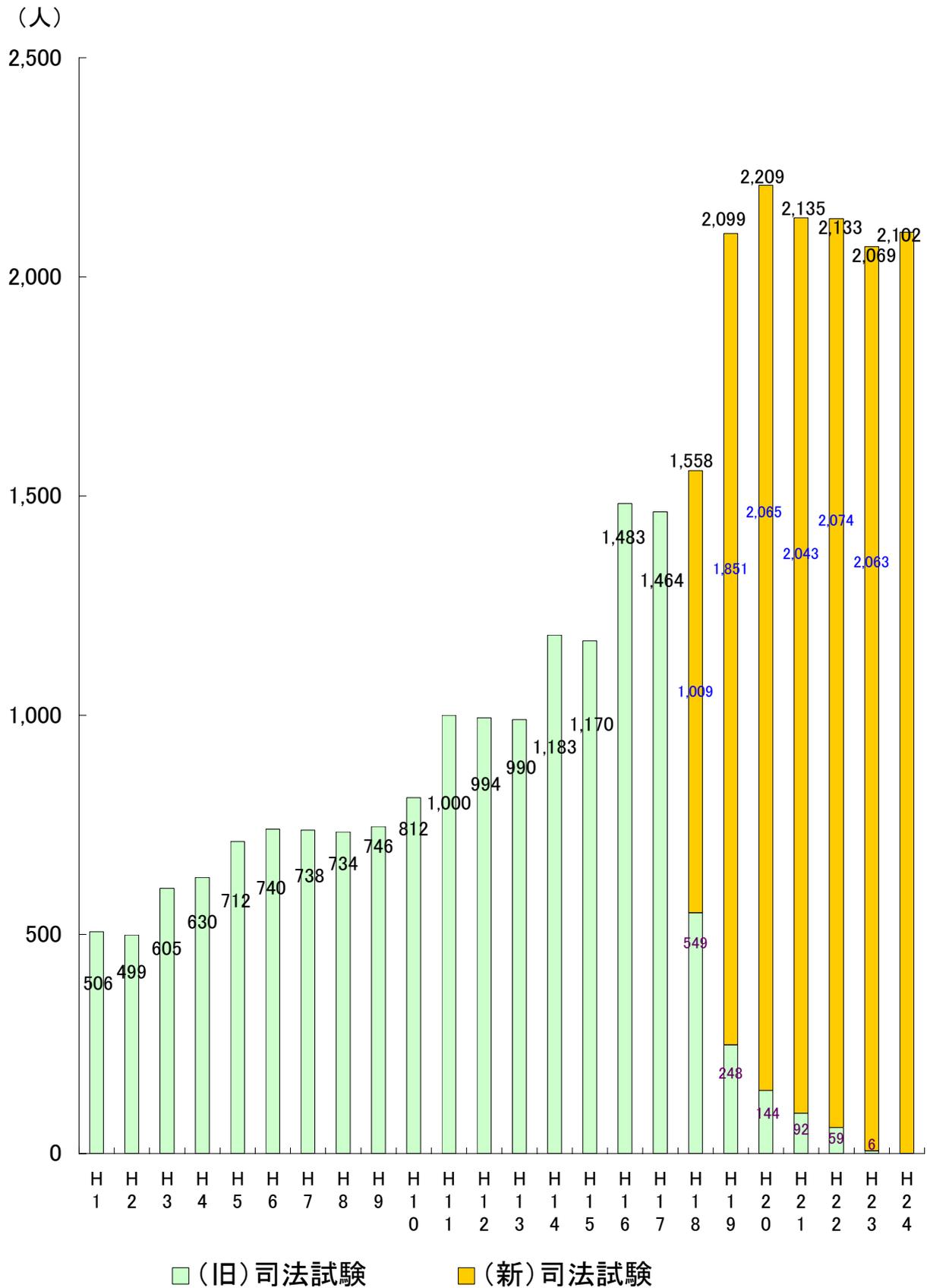
（以下、略）

2 法曹人口の推移

(1) 法曹三者の人口の推移



(2) 司法試験の合格状況



(注) H18～H23については、紫色の数値は(旧)司法試験、青色の数値は(新)司法試験の合格者数である。

(参考) 司法試験制度について

●司法試験法（昭和24年法律第140号）・抜粋

（司法試験の目的等）

第1条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

2、3 （略）

（司法試験等の実施）

第7条 司法試験及び予備試験は、それぞれ、司法試験委員会が毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもつて公告する。

（合格者の決定方法）

第8条 司法試験の合格者は司法試験考査委員の合議による判定に基づき、予備試験の合格者は司法試験予備試験考査委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会が決定する。

（司法試験委員会の設置及び所掌事務）

第12条 法務省に、司法試験委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 司法試験及び予備試験を行うこと。

二～四 （略）

3 （略）

（司法試験考査委員等）

第15条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験考査委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験考査委員（以下この条及び次条において「予備試験考査委員」という。）を置く。

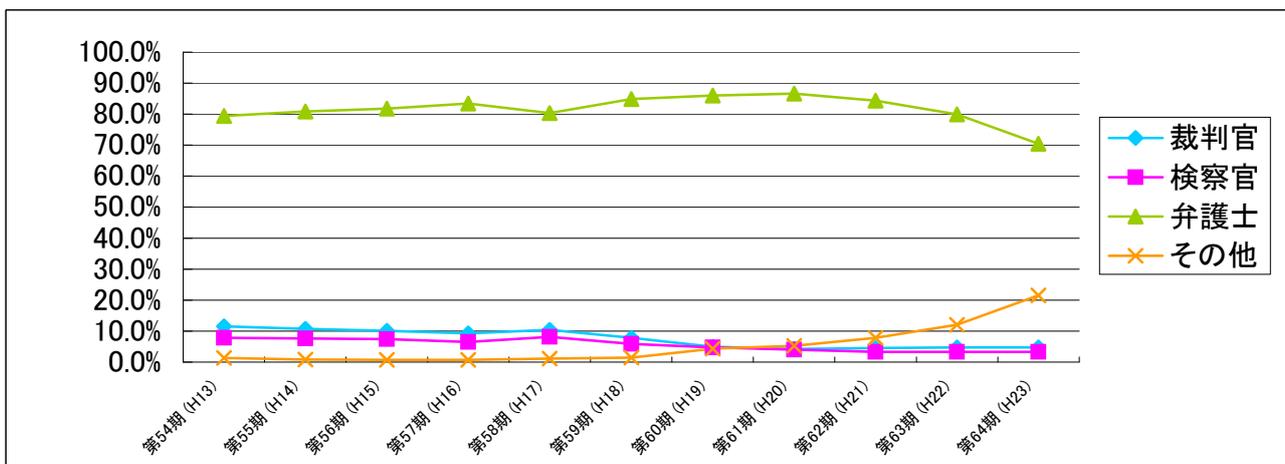
2、3 （略）

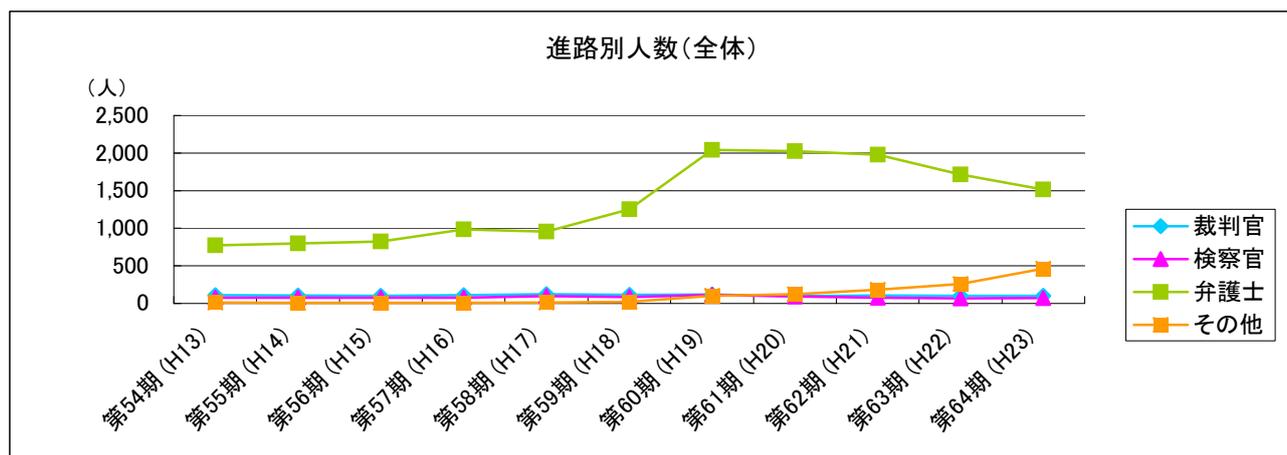
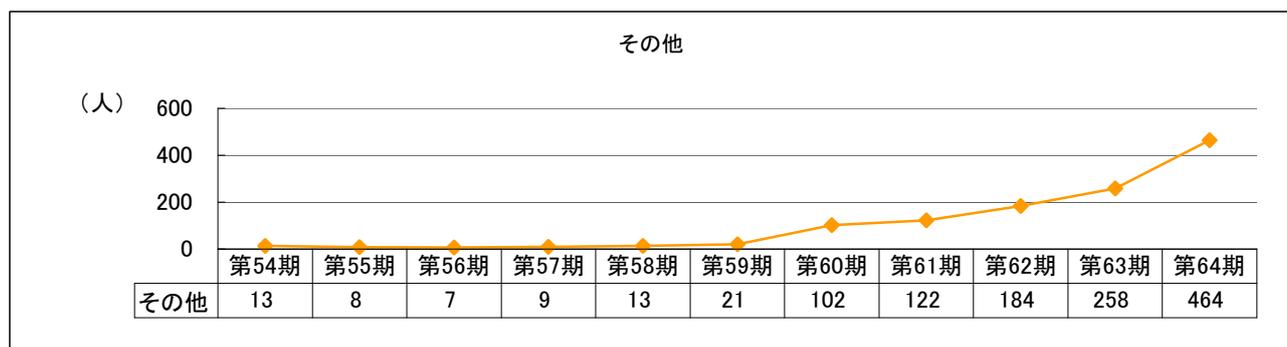
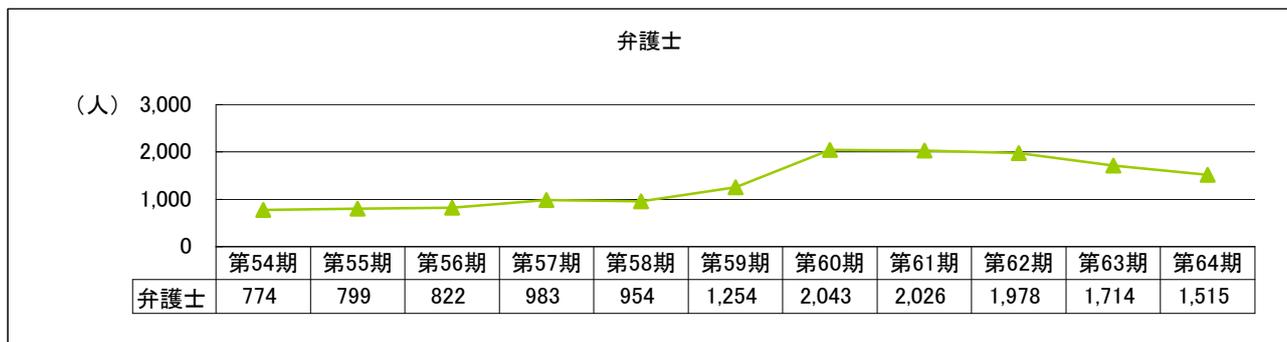
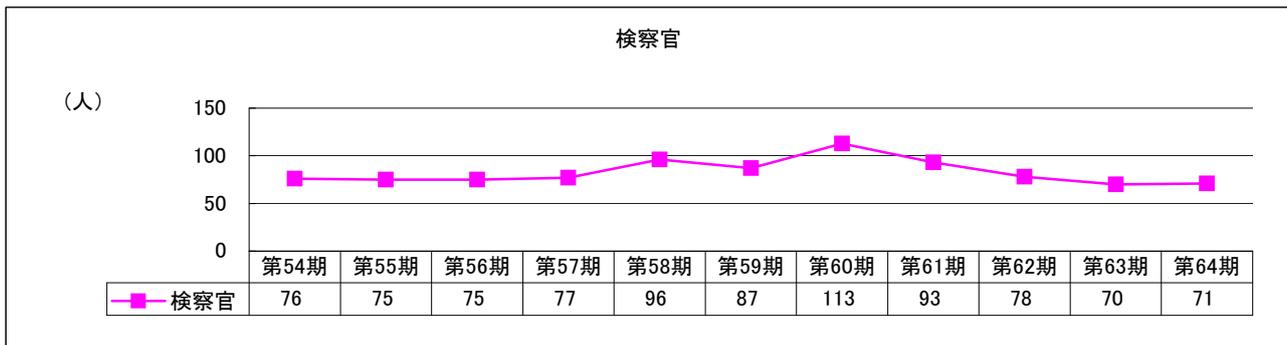
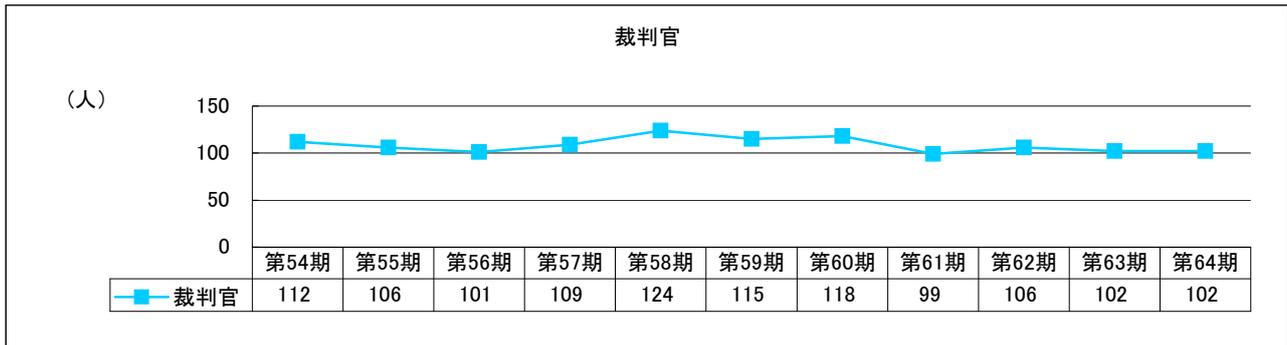
(3) 司法修習終了者の進路別人数

年 (人数) (対総数割合)	第54期 (H13)	第55期 (H14)	第56期 (H15)	第57期 (H16)	第58期 (H17)	第59期 (H18)	第60期 (H19)	第61期 (H20)	第62期 (H21)	第63期 (H22)	第64期 (H23)
裁判官	112	106	101	109	124	115	118	99	106	102	102
	11.5%	10.7%	10.0%	9.3%	10.4%	7.8%	5.0%	4.2%	4.5%	4.8%	4.7%
検察官	76	75	75	77	96	87	113	93	78	70	71
	7.8%	7.6%	7.5%	6.5%	8.1%	5.9%	4.8%	4.0%	3.3%	3.3%	3.3%
弁護士	774	799	822	983	954	1,254	2,043	2,026	1,978	1,714	1,515
	79.4%	80.9%	81.8%	83.4%	80.4%	84.9%	86.0%	86.6%	84.3%	79.9%	70.4%
その他	13	8	7	9	13	21	102	122	184	258	464
	1.3%	0.8%	0.7%	0.8%	1.1%	1.4%	4.3%	5.2%	7.8%	12.0%	21.6%
総数	975	988	1,005	1,178	1,187	1,477	2,376	2,340	2,346	2,144	2,152

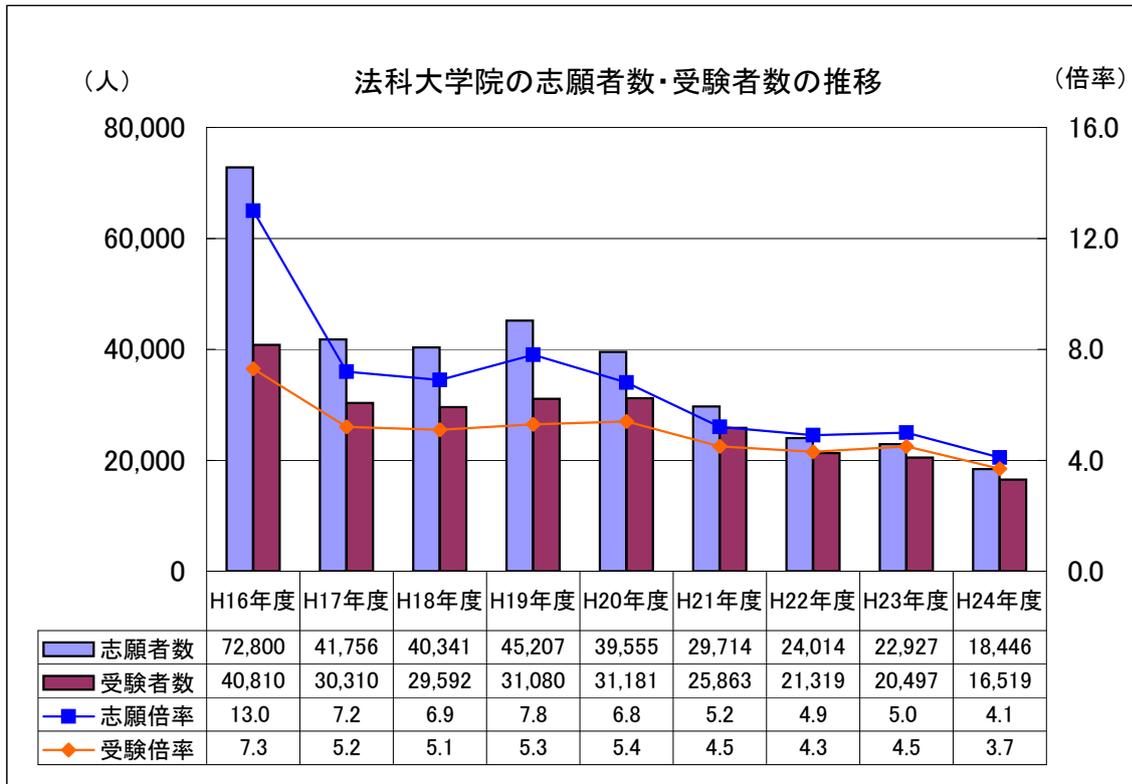
※ 裁判所データブックによる。

- (注) 1 第54期から第59期までは10月終了、第60期から第62期までは9月及び12月終了、第63期以降は8月及び12月終了である。
 2 修習終了直後の数による。
 3 第60期から第64期までは、新司法修習及び現行型司法修習の両方を含む。
 4 「その他」は、司法修習終了者のうち、裁判官・検察官に任官せず、かつ、弁護士としての登録をしなかった者である。





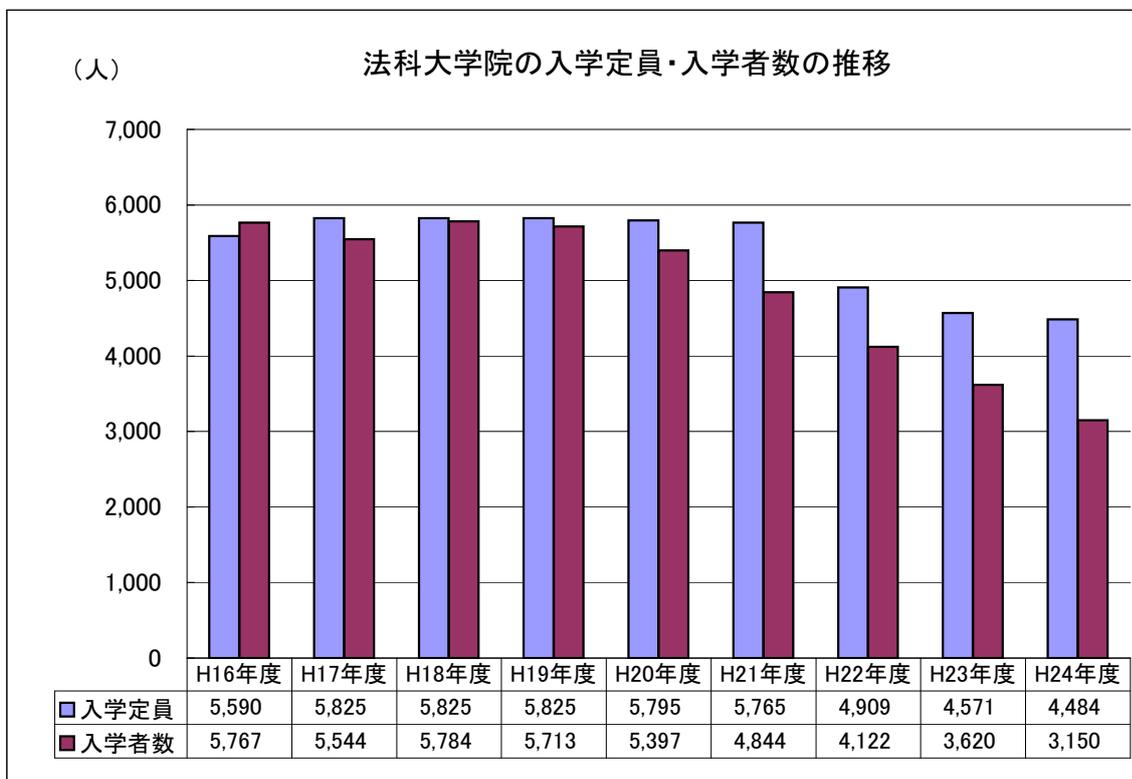
(4) 法科大学院志願者数・受験者数, 入学定員・入学者数の推移



(注)

- 1 「志願者数」とは、各大学における入学者選抜の出願者数の合計値をいう。
- 2 「受験者数」とは、各大学における入学者選抜の受験者数の合計値をいう。

※ 文部科学省公表資料による。



※ 文部科学省公表資料による。

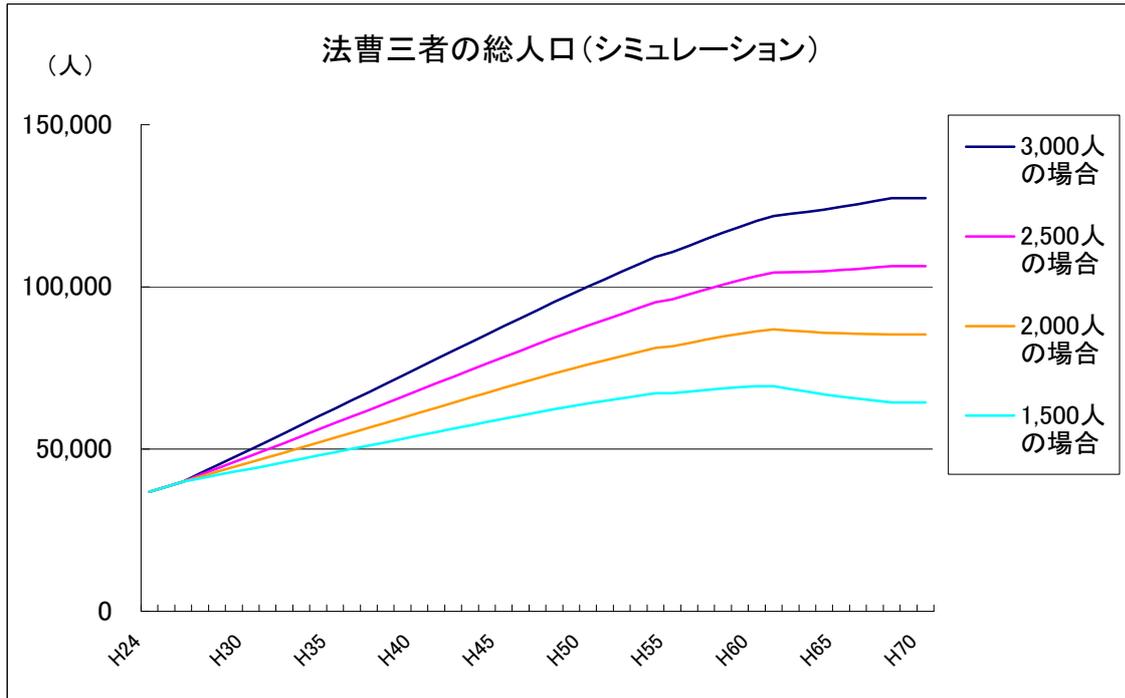
(5) 今後の法曹人口についてのシミュレーション

(単位:人)

	仮定① 平成25年以降司法試験 年間3,000人合格			仮定② 平成25年以降司法試験 年間2,500人合格			仮定③ 平成25年以降司法試験 年間2,000人合格			仮定④ 平成25年以降司法試験 年間1,500人合格			43年前 修習終 了者	国民人口推 計
	新規法曹 資格者 (前年の司 法試験合 格者数)	法曹三 者 総人口	法曹1人 当たりの 人口											
平成24年(2012)	2,069	36,824	3,462	2,069	36,824	3,462	2,069	36,824	3,462	2,069	36,824	3,462	516	127,498,000
平成25年(2013)	2,102	38,414	3,313	2,102	38,414	3,313	2,102	38,414	3,313	2,102	38,414	3,313	512	127,247,000
平成26年(2014)	3,000	40,908	3,103	2,500	40,408	3,142	2,000	39,908	3,181	1,500	39,408	3,221	506	126,949,000
平成27年(2015)	3,000	43,413	2,916	2,500	42,413	2,985	2,000	41,413	3,057	1,500	40,413	3,133	495	126,597,000
平成28年(2016)	3,000	45,920	2,748	2,500	44,420	2,841	2,000	42,920	2,940	1,500	41,420	3,047	493	126,193,000
平成29年(2017)	3,000	48,414	2,597	2,500	46,414	2,709	2,000	44,414	2,831	1,500	42,414	2,965	506	125,739,000
平成30年(2018)	3,000	50,871	2,462	2,500	48,371	2,589	2,000	45,871	2,730	1,500	43,371	2,888	543	125,236,000
平成31年(2019)	3,000	53,334	2,338	2,500	50,334	2,477	2,000	47,334	2,634	1,500	44,334	2,812	537	124,689,000
平成32年(2020)	3,000	55,850	2,222	2,500	52,350	2,371	2,000	48,850	2,540	1,500	45,350	2,736	484	124,100,000
平成33年(2021)	3,000	58,387	2,115	2,500	54,387	2,270	2,000	50,387	2,451	1,500	46,387	2,662	463	123,474,000
平成34年(2022)	3,000	60,922	2,016	2,500	56,422	2,177	2,000	51,922	2,365	1,500	47,422	2,590	465	122,813,000
平成35年(2023)	3,000	63,468	1,924	2,500	58,468	2,089	2,000	53,468	2,284	1,500	48,468	2,520	454	122,122,000
平成36年(2024)	3,000	65,984	1,840	2,500	60,484	2,007	2,000	54,984	2,208	1,500	49,484	2,453	484	121,403,000
平成37年(2025)	3,000	68,485	1,762	2,500	62,485	1,931	2,000	56,485	2,136	1,500	50,485	2,390	499	120,659,000
平成38年(2026)	3,000	71,002	1,689	2,500	64,502	1,859	2,000	58,002	2,067	1,500	51,502	2,328	483	119,891,000
平成39年(2027)	3,000	73,566	1,619	2,500	66,566	1,789	2,000	59,566	1,999	1,500	52,566	2,266	436	119,102,000
平成40年(2028)	3,000	76,119	1,554	2,500	68,619	1,724	2,000	61,119	1,935	1,500	53,619	2,206	447	118,293,000
平成45年(2033)	3,000	88,780	1,284	2,500	78,780	1,447	2,000	68,780	1,657	1,500	58,780	1,939	489	113,970,000
平成50年(2038)	3,000	101,033	1,081	2,500	88,533	1,234	2,000	76,033	1,437	1,500	63,533	1,720	633	109,250,000
平成55年(2043)	3,000	111,629	934	2,500	96,629	1,079	2,000	81,629	1,277	1,500	66,629	1,565	1,530	104,253,000
平成60年(2048)	3,000	121,296	817	2,500	103,796	955	2,000	86,296	1,149	1,500	68,796	1,441	1,187	99,131,000
平成65年(2053)	3,000	125,613	748	2,500	105,613	890	2,000	85,613	1,098	1,500	65,613	1,433	2,144	93,993,000
平成70年(2058)	3,000	128,290	692	2,500	106,790	832	2,000	85,290	1,041	1,500	63,790	1,392	H27新規 法曹有 資格者	88,826,000

(注)

- 1 法曹三者総人口＝前年の法曹三者総人口＋新規法曹資格者－43年前修習終了者の計算式により算出。
ただし、平成24年は、同年度の裁判官の定員(簡易裁判所判事を除く。)及び検察官の定員(副検事を除く。)並びに同年4月1日現在の弁護士数(正会員数)を加えた数字。
- 2 法曹資格取得者は、実働期間を43年間として、43年後に法曹でなくなると仮定。
- 3 国民人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 出生中位(死亡中位)推計」(平成24年1月推計)によるもの。



3 弁護士偏在の是正状況

(1) 弁護士会別の弁護士数の推移(人数順)

(単位:人)

H13年	
1	東京 4,132
2	大阪 2,556
3	第二東京 2,246
4	第一東京 2,202
5	愛知県 840
6	横浜 719
7	福岡県 589
8	兵庫県 410
9	京都 331
10	札幌 319
11	埼玉 303
12	千葉県 273
13	広島 271
14	静岡県 218
15	仙台 216
16	沖縄 178
17	岡山 172
18	新潟県 126
19	群馬 126
20	長野県 110
21	熊本県 109
22	栃木県 95
23	茨城県 95
24	愛媛 88
25	福島県 86
26	岐阜県 86
27	香川県 83
28	金沢 81
29	奈良 80
30	鹿児島県 79
31	三重 72
32	山口県 70
33	和歌山 67
34	長崎県 67
35	大分県 66
36	山梨県 53
37	徳島 53
38	山形県 52
39	高知 51
40	宮崎県 50
41	富山県 50
42	秋田 48
43	滋賀 46
44	岩手 41
45	福井 40
46	青森県 40
47	佐賀県 39
48	旭川 26
49	函館 24
50	鳥取県 24
51	釧路 23
52	島根県 22
計 18,243	

H23年	
1	東京 6,433
2	第二東京 4,119
3	第一東京 3,951
4	大阪 3,717
5	愛知県 1,444
6	横浜 1,212
7	福岡県 927
8	兵庫県 670
9	札幌 591
10	埼玉 579
11	千葉県 540
12	京都 532
13	広島 451
14	仙台 361
15	静岡県 347
16	岡山 301
17	沖縄 227
18	群馬 216
19	新潟県 216
20	熊本県 205
21	茨城県 185
22	長野県 183
23	栃木県 156
24	福島県 153
25	鹿児島県 146
26	岐阜県 144
27	愛媛 141
28	長崎県 137
29	三重 136
30	奈良 136
31	香川県 134
32	山口県 133
33	大分県 125
34	金沢 124
35	和歌山 122
36	滋賀 110
37	宮崎県 98
38	山梨県 93
39	青森県 88
40	福井 88
41	富山県 86
42	佐賀県 82
43	岩手 81
44	高知 80
45	山形県 78
46	徳島 76
47	秋田 68
48	釧路 60
49	島根県 59
50	鳥取県 56
51	旭川 50
52	函館 38
計 30,485	

※ 弁護士白書による。

弁護士会別の弁護士数の推移(増加数順)

(単位:人)

	H13年	H23年	10年間の 増加数	比率(H23/H13)
1 東京	4,132	6,433	2,301	155.7%
2 第二東京	2,246	4,119	1,873	183.4%
3 第一東京	2,202	3,951	1,749	179.4%
4 大阪	2,556	3,717	1,161	145.4%
5 愛知県	840	1,444	604	171.9%
6 横浜	719	1,212	493	168.6%
7 福岡県	589	927	338	157.4%
8 埼玉	303	579	276	191.1%
9 札幌	319	591	272	185.3%
10 千葉県	273	540	267	197.8%
11 兵庫県	410	670	260	163.4%
12 京都	331	532	201	160.7%
13 広島	271	451	180	166.4%
14 仙台	216	361	145	167.1%
15 岡山	172	301	129	175.0%
16 静岡県	218	347	129	159.2%
17 熊本県	109	205	96	188.1%
18 茨城県	95	185	90	194.7%
19 群馬	126	216	90	171.4%
20 新潟県	126	216	90	171.4%
21 長野県	110	183	73	166.4%
22 長崎県	67	137	70	204.5%
23 鹿児島県	79	146	67	184.8%
24 福島県	86	153	67	177.9%
25 滋賀	46	110	64	239.1%
26 三重	72	136	64	188.9%
27 山口県	70	133	63	190.0%
28 栃木県	95	156	61	164.2%
29 大分県	66	125	59	189.4%
30 岐阜県	86	144	58	167.4%
31 奈良	80	136	56	170.0%
32 和歌山	67	122	55	182.1%
33 愛媛	88	141	53	160.2%
34 香川県	83	134	51	161.4%
35 沖縄	178	227	49	127.5%
36 青森県	40	88	48	220.0%
37 福井	40	88	48	220.0%
38 宮崎県	50	98	48	196.0%
39 佐賀県	39	82	43	210.3%
40 金沢	81	124	43	153.1%
41 岩手	41	81	40	197.6%
42 山梨県	53	93	40	175.5%
43 島根県	22	59	37	268.2%
44 釧路	23	60	37	260.9%
45 富山県	50	86	36	172.0%
46 鳥取県	24	56	32	233.3%
47 高知	51	80	29	156.9%
48 山形県	52	78	26	150.0%
49 旭川	26	50	24	192.3%
50 徳島	53	76	23	143.4%
51 秋田	48	68	20	141.7%
52 函館	24	38	14	158.3%
計	18,243	30,485	12,242	167.1%

※ 弁護士白書による。

弁護士会別の弁護士数の推移(増加率順)

(単位:人)

	H13年	H23年	10年間の 増加数	比率(H23/H13)
1 島根県	22	59	37	268.2%
2 釧路	23	60	37	260.9%
3 滋賀	46	110	64	239.1%
4 鳥取県	24	56	32	233.3%
5 青森県	40	88	48	220.0%
6 福井	40	88	48	220.0%
7 佐賀県	39	82	43	210.3%
8 長崎県	67	137	70	204.5%
9 千葉県	273	540	267	197.8%
10 岩手	41	81	40	197.6%
11 宮崎県	50	98	48	196.0%
12 茨城県	95	185	90	194.7%
13 旭川	26	50	24	192.3%
14 埼玉	303	579	276	191.1%
15 山口県	70	133	63	190.0%
16 大分県	66	125	59	189.4%
17 三重	72	136	64	188.9%
18 熊本県	109	205	96	188.1%
19 札幌	319	591	272	185.3%
20 鹿児島県	79	146	67	184.8%
21 第二東京	2,246	4,119	1,873	183.4%
22 和歌山	67	122	55	182.1%
23 第一東京	2,202	3,951	1,749	179.4%
24 福島県	86	153	67	177.9%
25 山梨県	53	93	40	175.5%
26 岡山	172	301	129	175.0%
27 富山県	50	86	36	172.0%
28 愛知県	840	1,444	604	171.9%
29 群馬	126	216	90	171.4%
30 新潟県	126	216	90	171.4%
31 奈良	80	136	56	170.0%
32 横浜	719	1,212	493	168.6%
33 岐阜県	86	144	58	167.4%
34 仙台	216	361	145	167.1%
35 広島	271	451	180	166.4%
36 長野県	110	183	73	166.4%
37 栃木県	95	156	61	164.2%
38 兵庫県	410	670	260	163.4%
39 香川県	83	134	51	161.4%
40 京都	331	532	201	160.7%
41 愛媛	88	141	53	160.2%
42 静岡県	218	347	129	159.2%
43 函館	24	38	14	158.3%
44 福岡県	589	927	338	157.4%
45 高知	51	80	29	156.9%
46 東京	4,132	6,433	2,301	155.7%
47 金沢	81	124	43	153.1%
48 山形県	52	78	26	150.0%
49 大阪	2,556	3,717	1,161	145.4%
50 徳島	53	76	23	143.4%
51 秋田	48	68	20	141.7%
52 沖縄	178	227	49	127.5%
計	18,243	30,485	12,242	167.1%

※ 弁護士白書による。

(2) 弁護士過疎・偏在の解消状況

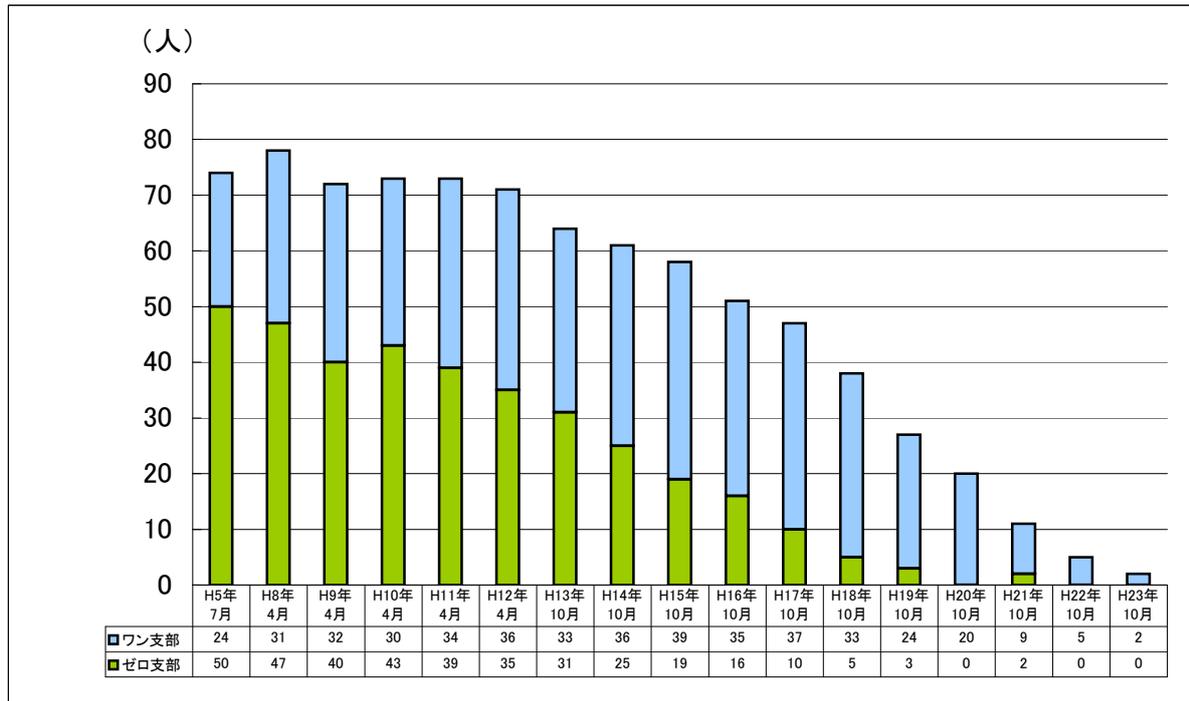
ア 都道府県別弁護士1人当たりの人口比較

	都道府県	弁護士数(人)	人口(人)	弁護士1人 当たりの人口(人)
1	岩手	81	1,330,147	16,422
2	茨城	185	2,969,770	16,053
3	秋田	68	1,085,997	15,971
4	青森	88	1,373,339	15,606
5	山形	78	1,168,924	14,986
6	岐阜	144	2,080,773	14,450
7	三重	136	1,854,724	13,638
8	福島	153	2,029,064	13,262
9	栃木	156	2,007,683	12,870
10	滋賀	110	1,410,777	12,825
11	富山	86	1,093,247	12,712
12	埼玉	579	7,194,556	12,426
13	島根	59	717,397	12,159
14	長野	183	2,152,449	11,762
15	鹿児島	146	1,706,242	11,687
16	宮崎	98	1,135,233	11,584
17	千葉	540	6,216,289	11,512
18	新潟	216	2,374,450	10,993
19	山口	133	1,451,338	10,912
20	静岡	347	3,765,007	10,850
21	鳥取	56	588,667	10,512
22	長崎	137	1,426,779	10,414
23	佐賀	82	849,788	10,363
24	徳島	76	785,491	10,335
25	奈良	136	1,400,728	10,299
26	愛媛	141	1,431,493	10,152
27	大分	125	1,196,529	9,572
28	高知	80	764,456	9,556
29	石川	124	1,169,788	9,434
30	群馬	216	2,008,068	9,297
31	山梨	93	863,075	9,280
32	福井	88	806,314	9,163
33	熊本	205	1,817,426	8,865
34	兵庫	670	5,588,133	8,340
35	和歌山	122	1,002,198	8,215
36	神奈川	1,212	9,048,331	7,466
37	北海道	739	5,506,419	7,451
38	香川	134	995,842	7,432
39	宮城	361	2,348,165	6,505
40	岡山	301	1,945,276	6,463
41	広島	451	2,860,750	6,343
42	沖縄	227	1,392,818	6,136
43	福岡	927	5,071,968	5,471
44	愛知	1,444	7,410,719	5,132
45	京都	532	2,636,092	4,955
46	大阪	3,717	8,865,245	2,385
47	東京	14,503	13,159,388	907
	全国合計	30,485	128,057,352	4,201

(注)

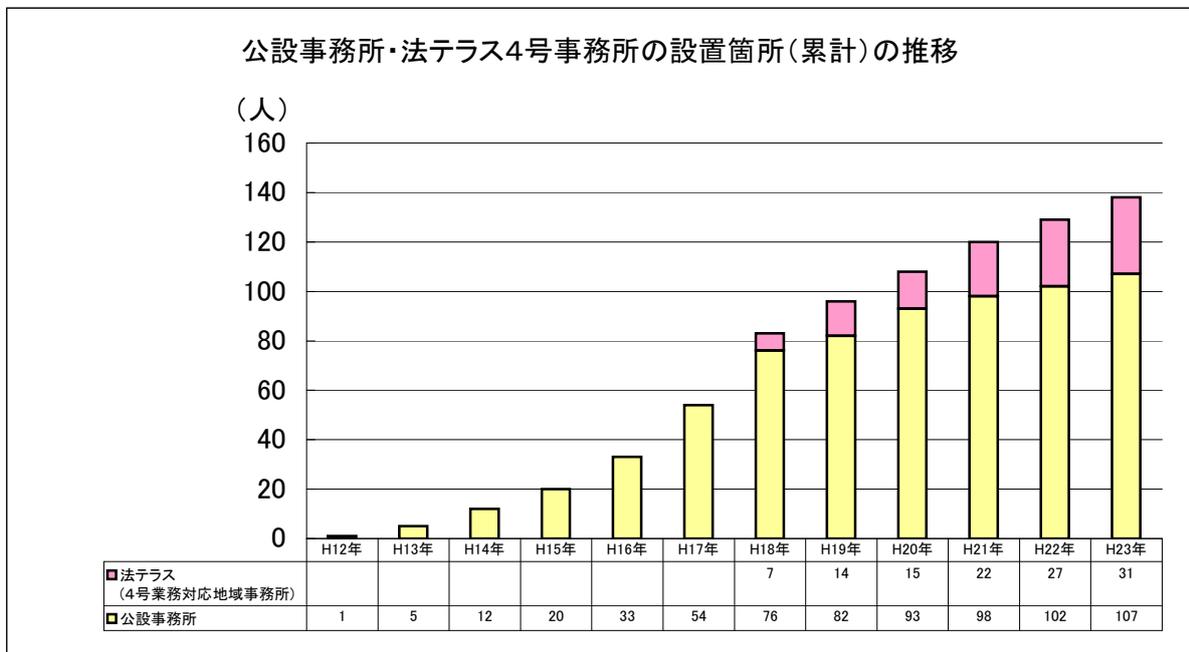
- 1 人口は、総務省統計局「平成22年国勢調査結果」による平成22年10月1日現在。
- 2 弁護士数は、平成23年3月末現在(弁護士白書)。
- 3 弁護士1人当たりの人口の全国合計値は、全国人口を全国弁護士数で除したものの。

イ 弁護士ゼロ・ワン地方裁判所支部数の変遷



※ 弁護士白書による。

(注) 「弁護士ゼロ」「弁護士ワン」とは、地方・家庭裁判所支部管轄区域を単位として、登録弁護士が全くないか、1人しかない地域をいう。



※ 弁護士白書による。

(注) 「4号業務」(司法過疎対策業務)とは、身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために法テラスの「地域事務所」設置等を行う業務をいう(総合法律支援法第30条第1項第4号)

ウ 支部管内に所在する弁護士数(弁護士数順)

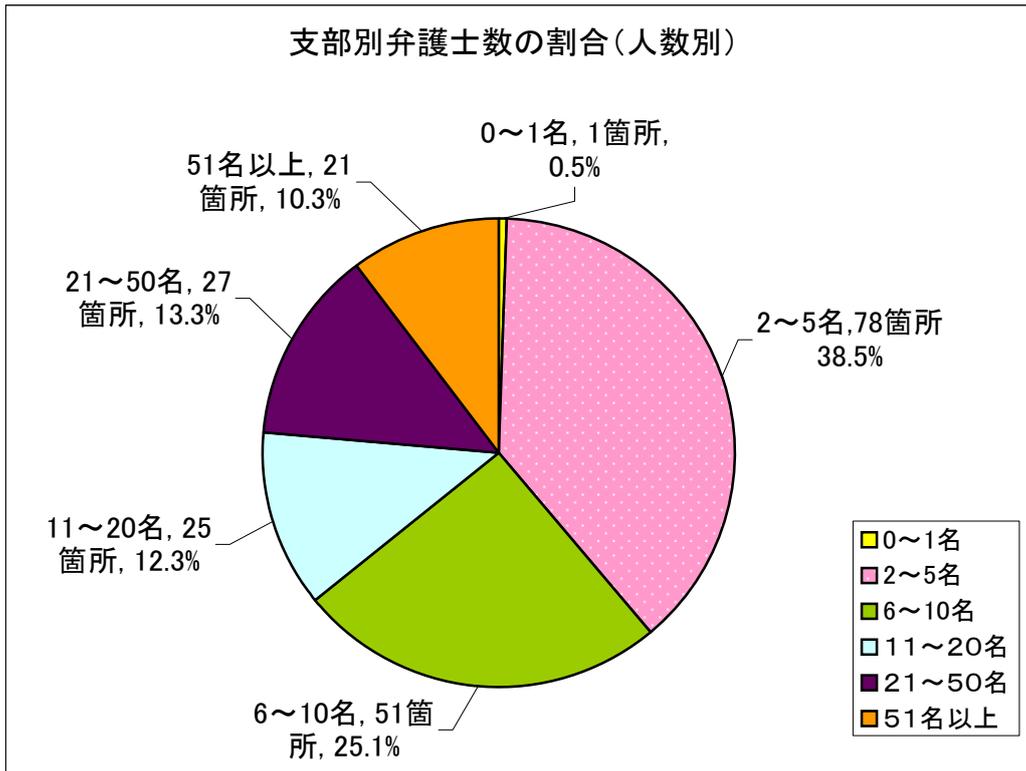
	地方・家庭裁判所	支部	弁護士数
1	東京	立川	535
2	横浜	川崎	178
3	福岡	小倉	151
4	千葉	松戸	113
5	名古屋	岡崎	112
6	さいたま	川越	102
7	横浜	小田原	100
8	静岡	沼津	93
9	前橋	高崎	92
10	静岡	浜松	91
11	神戸	尼崎	84
12	さいたま	越谷	83
13	神戸	姫路	82
14	大阪	堺	79
15	名古屋	豊橋	68
16	福岡	久留米	62
17	横浜	相模原	61
18	さいたま	熊谷	58
19	水戸	土浦	57
20	福島	郡山	55
21	津	四日市	53
22	長野	松本	48
23	広島	福山	48
24	奈良	葛城	42
25	名古屋	一宮	39
26	山口	下関	38
27	横浜	横須賀	35
28	大阪	岸和田	35
29	神戸	伊丹	34
30	新潟	長岡	33
31	大津	彦根	33
32	神戸	明石	32
33	那覇	沖縄	32
34	長崎	佐世保	29
35	静岡	富士	28
36	福島	いわき	26
37	青森	八戸	26
38	名古屋	半田	24
39	水戸	下妻	23
40	宇都宮	栃木	23
41	前橋	太田	23
42	長野	諏訪	23
43	富山	高岡	23
44	鳥取	米子	23
45	釧路	帯広	23
46	水戸	龍ヶ崎	22
47	山口	周南	22
48	岡山	倉敷	21
49	千葉	佐倉	19
50	高松	丸亀	19
51	松山	西条	18

	地方・家庭裁判所	支部	弁護士数
52	新潟	高田	17
53	広島	呉	17
54	長崎	大村	17
55	青森	弘前	17
56	松山	今治	17
57	長野	上田	16
58	福岡	飯塚	16
59	千葉	木更津	15
60	岐阜	大垣	15
61	岐阜	多治見	14
62	大分	中津	14
63	長野	佐久	13
64	山口	岩国	13
65	岡山	津山	13
66	宇都宮	足利	12
67	長野	飯田	12
68	和歌山	田辺	11
69	広島	尾道	11
70	佐賀	武雄	11
71	福島	会津若松	11
72	福島	相馬	11
73	松山	宇和島	11
74	長野	伊那	10
75	新潟	三条	10
76	金沢	小松	10
77	山口	宇部	10
78	福岡	大牟田	10
79	佐賀	唐津	10
80	宮崎	都城	10
81	山形	鶴岡	10
82	盛岡	花巻	10
83	盛岡	一関	10
84	札幌	苫小牧	10
85	釧路	北見	10
86	千葉	八日市場	9
87	前橋	桐生	9
88	津	松阪	9
89	岐阜	御嵩	9
90	松江	出雲	9
91	宮崎	延岡	9
92	札幌	小樽	9
93	鳥取	倉吉	8
94	松江	浜田	8
95	熊本	八代	8
96	仙台	古川	8
97	仙台	石巻	8
98	山形	米沢	8
99	千葉	一宮	7
100	宇都宮	大田原	7
101	静岡	下田	7
102	京都	福知山	7

	地方・家庭裁判所	支部	弁護士数
103	津	伊賀	7
104	津	伊勢	7
105	岐阜	高山	7
106	福井	敦賀	7
107	福岡	直方	7
108	福島	白河	7
109	山形	酒田	7
110	秋田	大曲	7
111	札幌	室蘭	7
112	新潟	新発田	6
113	新潟	佐渡	6
114	京都	舞鶴	6
115	神戸	柏原	6
116	神戸	社	6
117	神戸	洲本	6
118	金沢	七尾	6
119	熊本	玉名	6
120	鹿児島	加治木	6
121	鹿児島	鹿屋	6
122	秋田	横手	6
123	青森	十和田	6
124	高知	中村	6
125	さいたま	秩父	5
126	千葉	館山	5
127	水戸	麻生	5
128	京都	宮津	5
129	神戸	豊岡	5
130	和歌山	新宮	5
131	広島	三次	5
132	松江	益田	5
133	福岡	田川	5
134	福岡	行橋	5
135	福岡	八女	5
136	鹿児島	名瀬	5
137	鹿児島	川内	5
138	那覇	名護	5
139	那覇	平良	5
140	那覇	石垣	5
141	仙台	大河原	5
142	山形	新庄	5
143	盛岡	二戸	5
144	盛岡	遠野	5
145	秋田	大館	5
146	青森	五所川原	5
147	水戸	日立	4
148	静岡	掛川	4
149	神戸	龍野	4
150	大津	長浜	4
151	富山	魚津	4
152	福岡	柳川	4
153	長崎	島原	4

	地方・家庭裁判所	支部	弁護士数
154	大分	日田	4
155	熊本	天草	4
156	仙台	気仙沼	4
157	盛岡	宮古	4
158	盛岡	水沢	4
159	秋田	本荘	4
160	徳島	阿南	4
161	松山	大洲	4
162	宇都宮	真岡	3
163	前橋	沼田	3
164	京都	園部	3
165	福井	武生	3
166	山口	萩	3
167	長崎	平戸	3
168	熊本	阿蘇	3
169	鹿児島	知覧	3
170	仙台	登米	3
171	秋田	能代	3
172	札幌	岩見沢	3
173	札幌	浦河	3
174	旭川	名寄	3
175	旭川	留萌	3
176	釧路	根室	3
177	高松	観音寺	3
178	徳島	美馬	3
179	高知	須崎	3
180	高知	安芸	3
181	千葉	佐原	2
182	甲府	都留	2
183	奈良	五條	2
184	和歌山	御坊	2
185	津	熊野	2
186	岡山	新見	2
187	松江	西郷	2
188	長崎	吉岐	2
189	長崎	五島	2
190	長崎	厳原	2
191	大分	杵築	2
192	大分	竹田	2
193	大分	佐伯	2
194	熊本	山鹿	2
195	熊本	人吉	2
196	宮崎	日南	2
197	札幌	滝川	2
198	札幌	岩内	2
199	函館	江差	2
200	旭川	紋別	2
201	旭川	稚内	2
202	釧路	網走	2
203	金沢	輪島	1

※日弁連調べによる。



4 法曹に対する需要

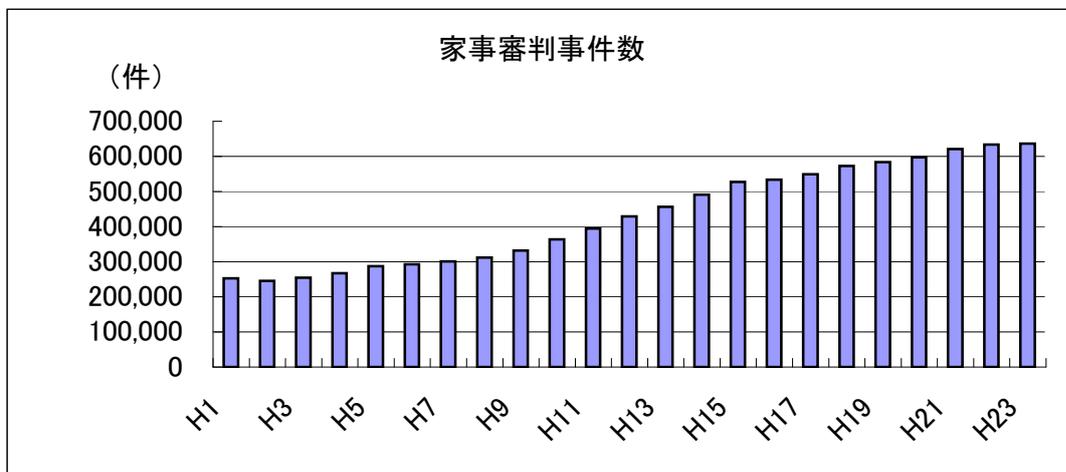
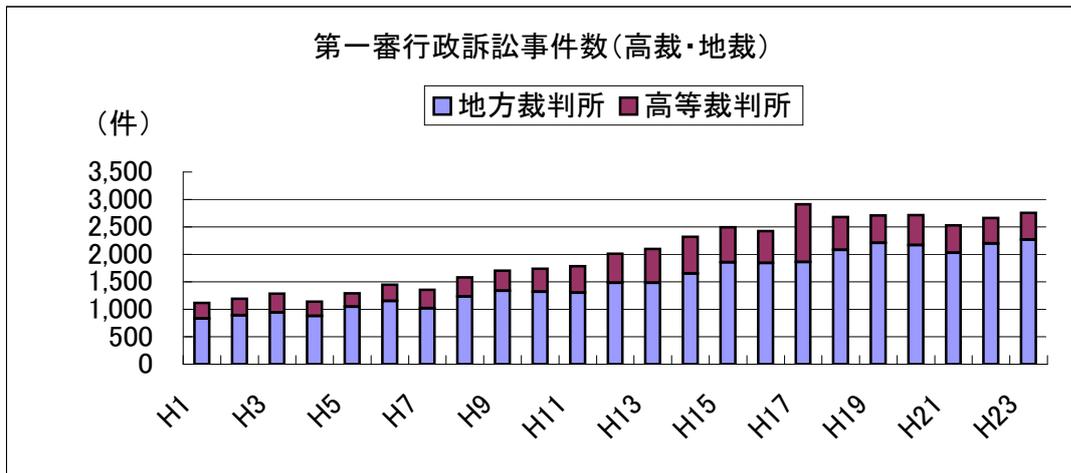
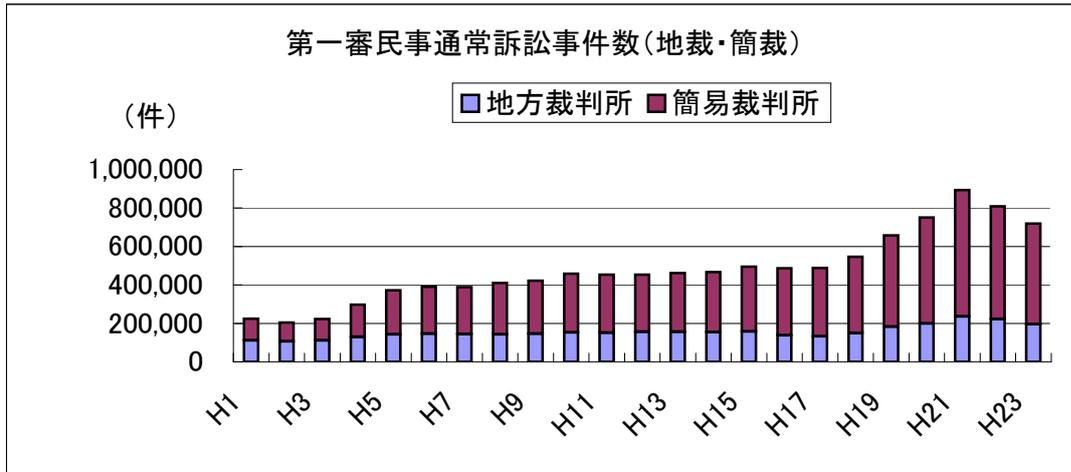
(1) 裁判所の事件

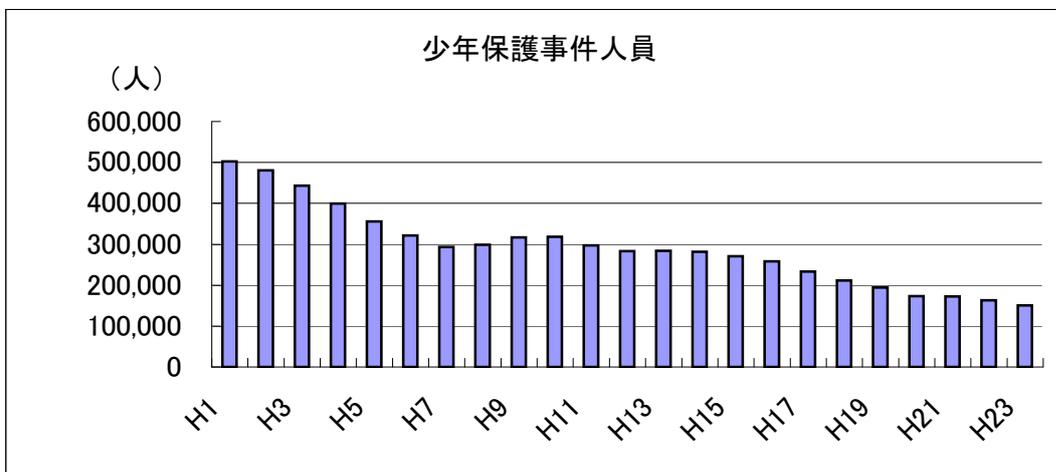
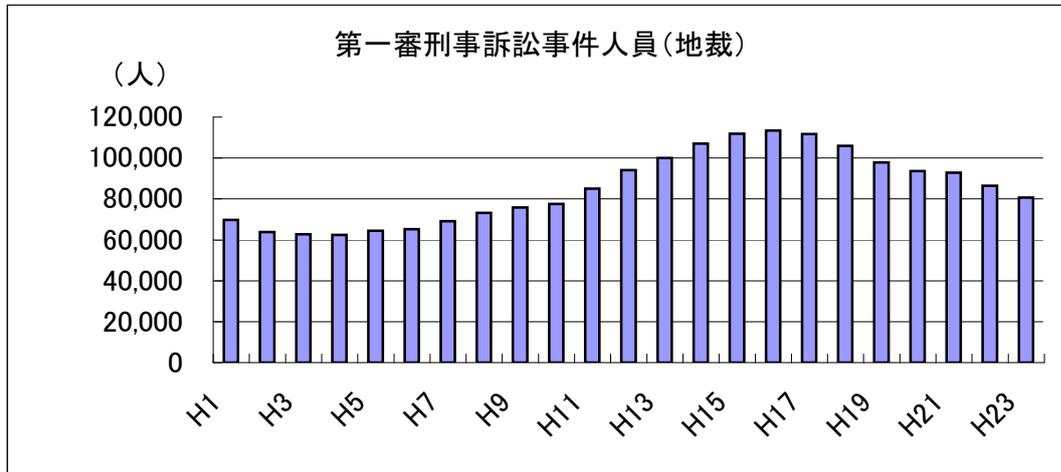
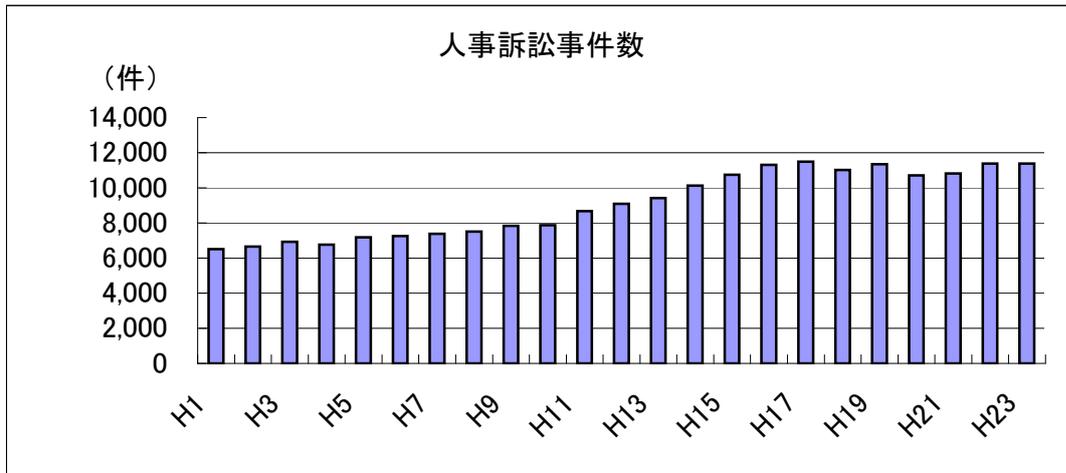
ア 民事・行政事件, 家事事件, 刑事事件, 少年事件

新受事件数

	第一審民事通常 訴訟事件		第一審行政 訴訟事件		家事審判 事件	人事訴訟 事件	第一審 刑事 訴訟事件 (地裁)	少年保護 事件人員
	地裁	簡裁	高裁	地裁				
	(単位:件)		(単位:件)		(単位:件)	(単位:件)	(単位:人)	(単位:人)
平成元年	110,970	112,472	286	833	252,587	6,501	69,738	502,757
平成2年	106,871	96,635	303	888	245,609	6,659	63,763	480,906
平成3年	112,080	110,942	347	939	254,809	6,919	62,709	443,168
平成4年	129,437	168,588	261	877	267,327	6,767	62,369	399,738
平成5年	143,511	227,791	245	1,047	286,843	7,185	64,428	355,786
平成6年	146,392	244,131	300	1,150	292,573	7,262	65,245	321,473
平成7年	144,479	244,865	338	1,018	301,133	7,373	69,144	293,703
平成8年	142,959	266,573	345	1,235	311,527	7,504	73,145	298,775
平成9年	146,588	276,120	364	1,337	332,009	7,836	75,834	316,703
平成10年	152,678	306,169	423	1,318	363,666	7,869	77,496	318,508
平成11年	150,952	302,690	482	1,305	394,912	8,680	85,016	297,505
平成12年	156,850	297,261	527	1,483	429,115	9,091	94,141	283,389
平成13年	155,541	305,711	615	1,484	456,611	9,426	99,993	284,336
平成14年	153,959	312,952	666	1,654	490,519	10,120	107,029	281,638
平成15年	157,833	337,231	636	1,856	527,522	10,748	111,822	270,954
平成16年	138,498	349,014	582	1,844	533,654	11,307	113,464	258,040
平成17年	132,654	355,386	1,052	1,863	548,834	11,496	111,730	233,356
平成18年	148,767	398,261	597	2,081	572,781	11,021	106,020	211,799
平成19年	182,290	475,624	499	2,211	583,426	11,343	97,828	194,650
平成20年	199,522	551,875	547	2,170	596,945	10,718	93,568	172,995
平成21年	235,508	658,227	498	2,029	621,316	10,817	92,777	172,050
平成22年	222,594	585,594	466	2,195	633,337	11,373	86,387	163,023
平成23年	196,367	522,639	486	2,268	636,757	11,389	80,608	150,844

※ 裁判所データブックによる。





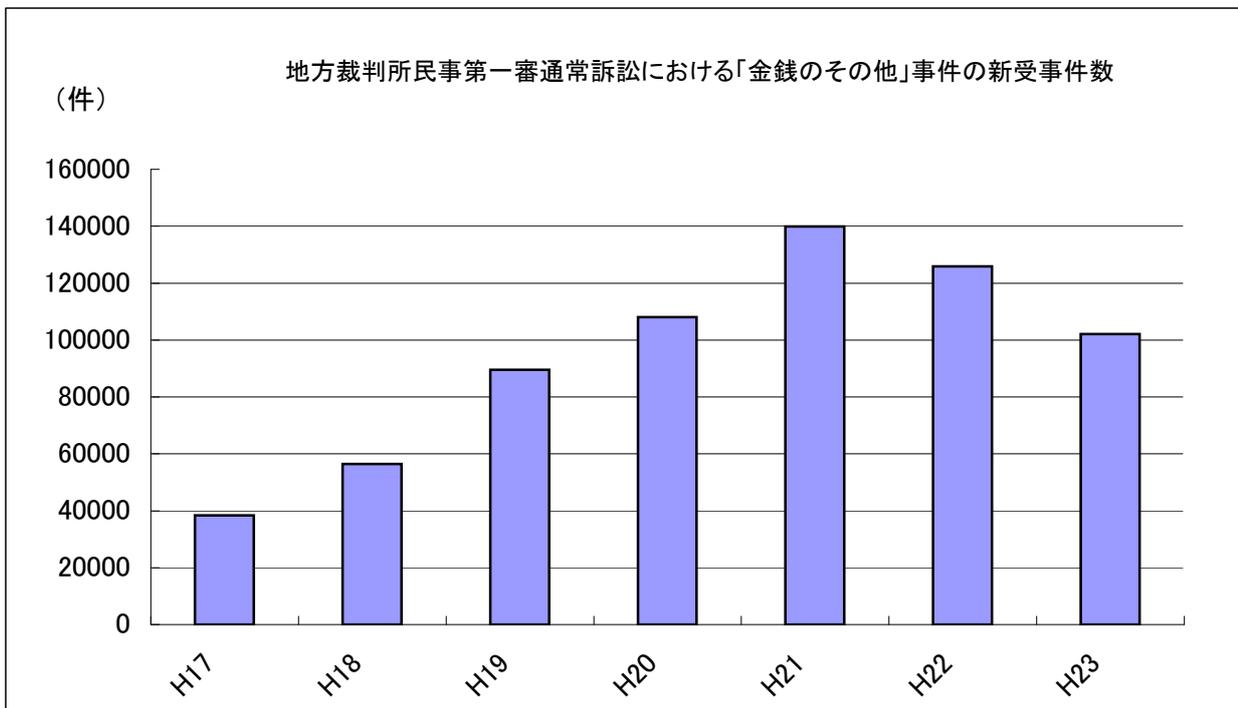
(参考)

地方裁判所民事第一審通常訴訟における「金銭のその他」事件の新受事件数

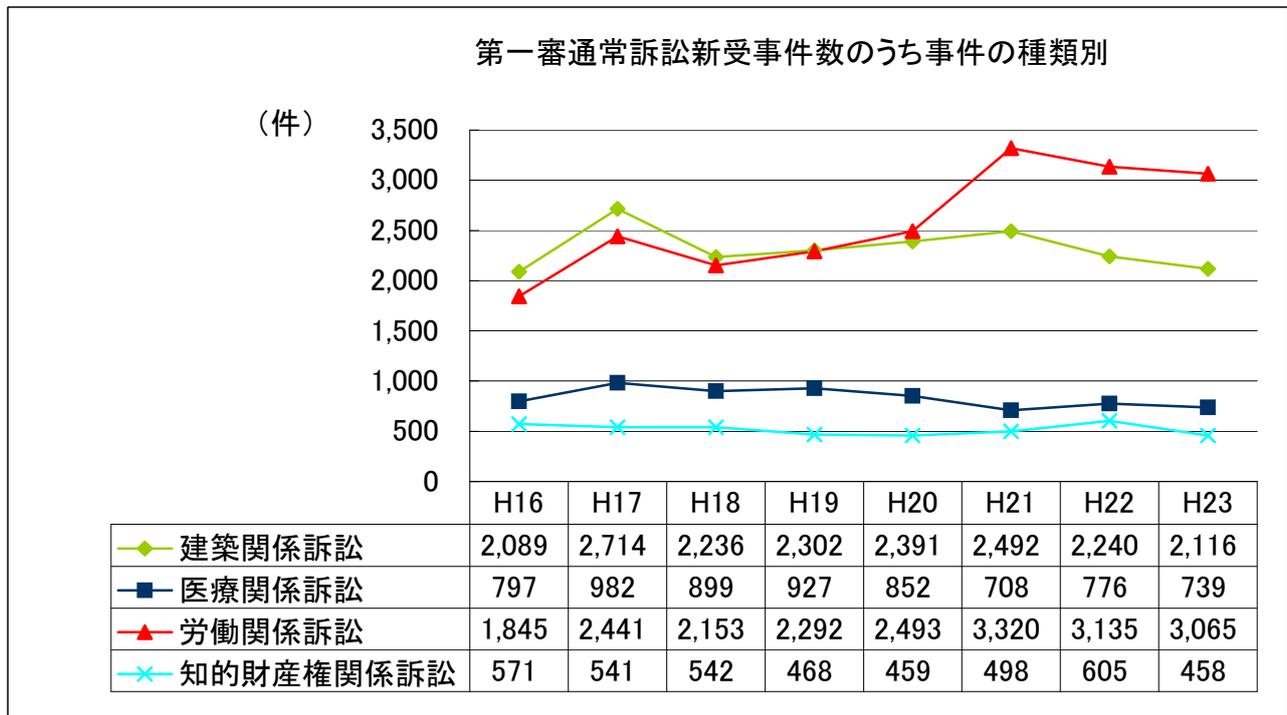
平成17年	38,368
平成18年	56,455
平成19年	89,562
平成20年	108,104
平成21年	139,875
平成22年	125,885
平成23年	102,146

(注)

- 1 最高裁判所提供のデータによる。なお、いわゆる過払金返還請求訴訟については「金銭のその他」事件に含まれるものとして統計上把握しており、上記の数値はその数値である。
- 2 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件であり、手付金、地代、家賃、敷金、不当利得金、保証債務等を請求する事件等が含まれる。



イ 専門的知見を要する事件

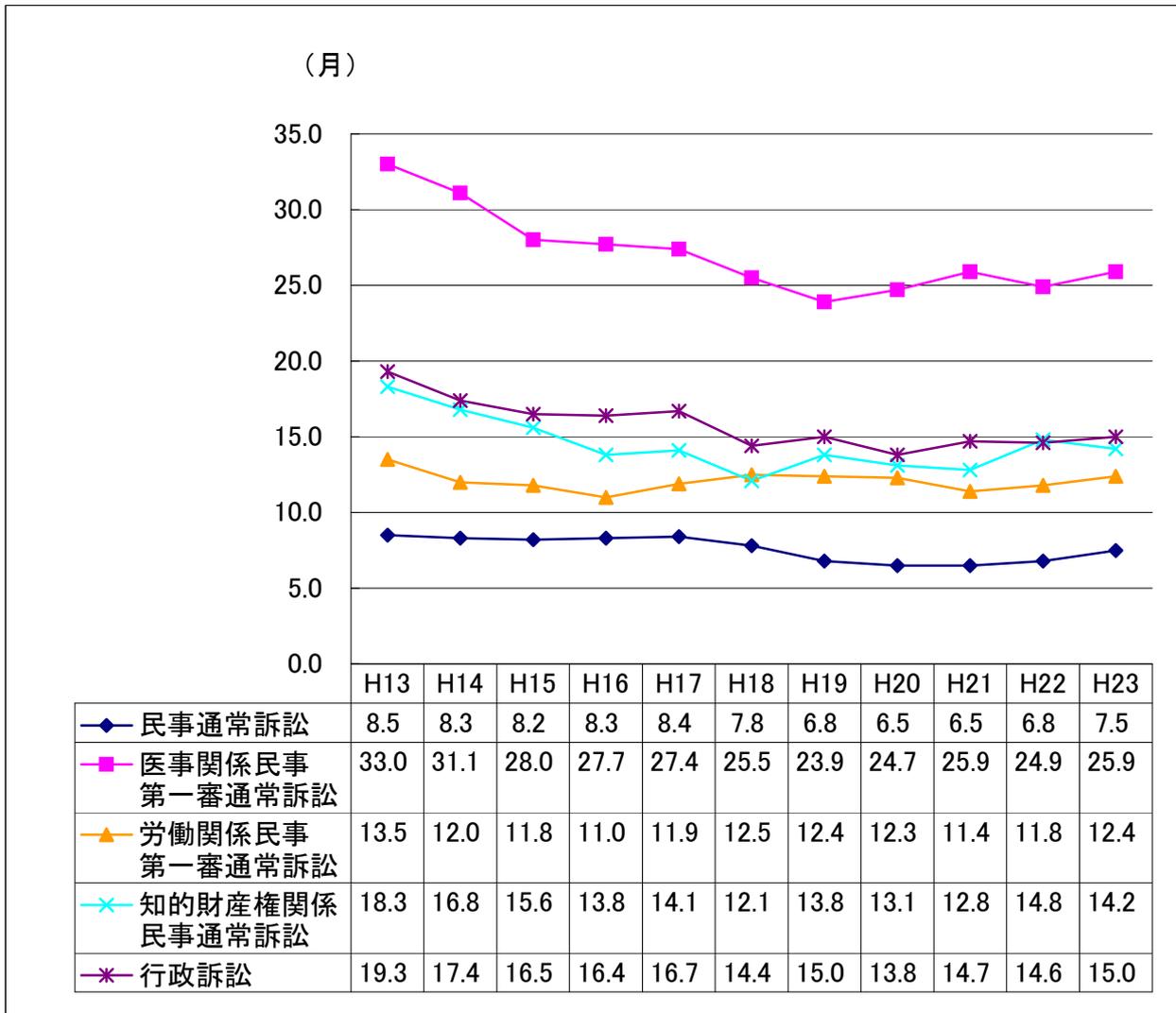


※ 司法統計年報(平成16年～平成23年)による。

(注)

- 1 建築関係訴訟は、金銭を目的とする訴えのうち建築請負代金等請求訴訟及び建築瑕疵による損害賠償請求訴訟を指す。
- 2 医療関係訴訟は、金銭を目的とする訴えのうち医療行為による損害賠償請求訴訟を指す。
- 3 労働関係訴訟は、金銭を目的とする訴えのうち労働に関する訴え及び金銭目的以外の労働に関する訴えを指す。
- 4 知的財産権関係訴訟は、金銭を目的とする訴えのうち知的財産権に関する訴え及び金銭目的以外の知的財産権に関する訴えを指す。

ウ 平均審理期間(地方裁判所第一審)



(注) 民事通常訴訟は、全体の事件の平均審理期間。

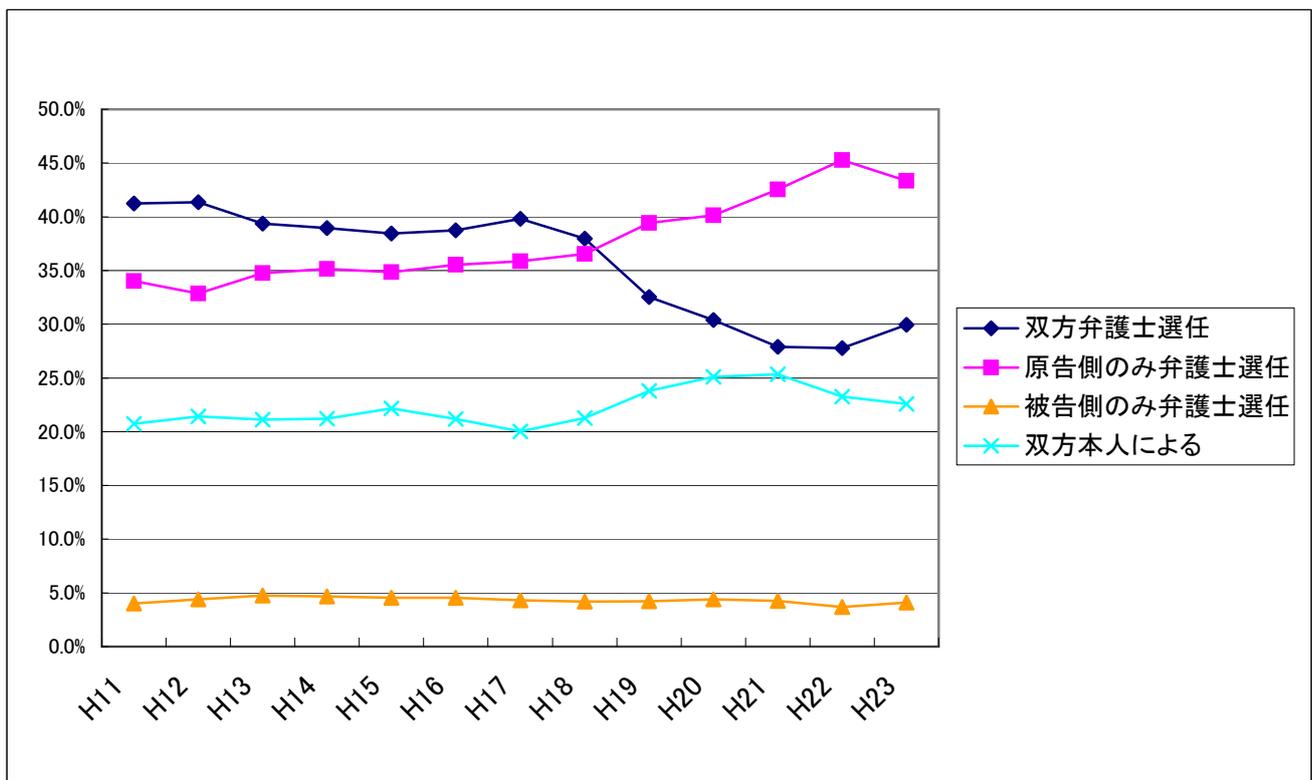
※ 裁判所データブックによる。

エ 民事第一審通常訴訟既済事件における弁護士選任状況

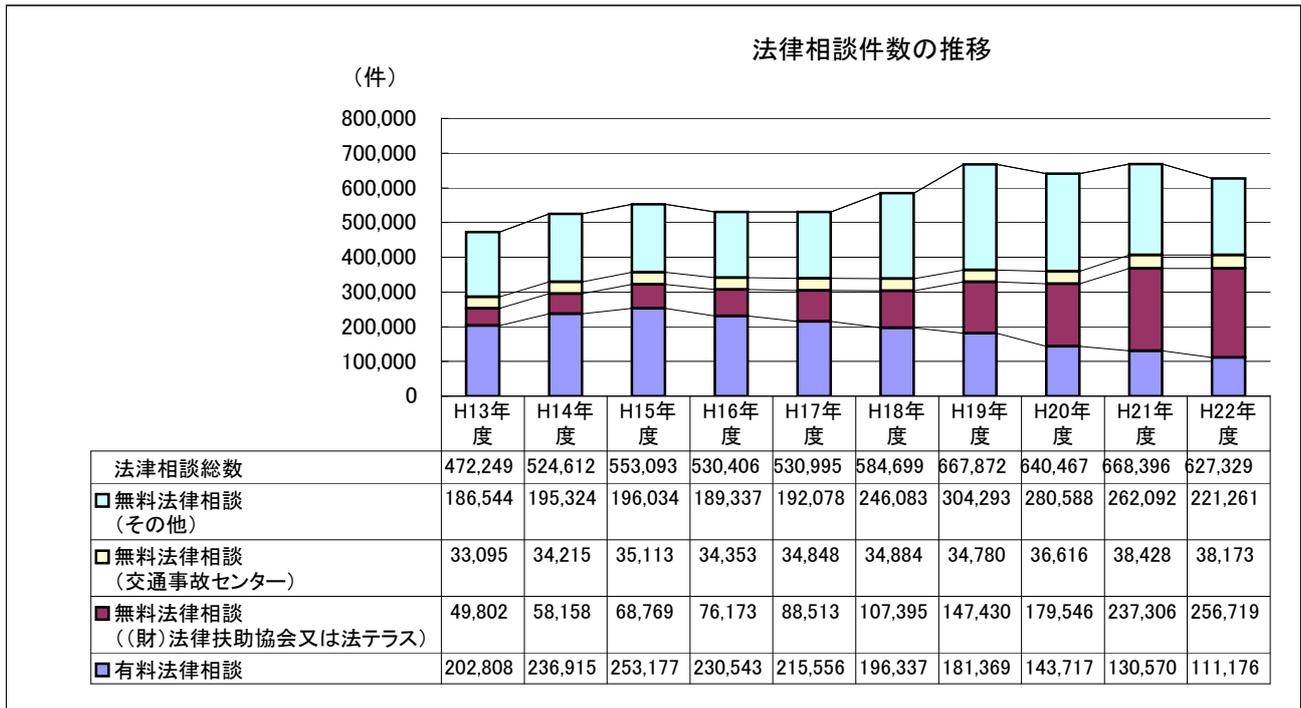
民事第一審通常訴訟既済事件における弁護士選任状況

年 (事件数) (対総数割合)	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
双方弁護士選任	63,662 41.2%	65,651 41.3%	61,975 39.4%	60,682 39.0%	61,151 38.5%	55,524 38.7%	52,963 39.8%	54,305 38.0%	56,262 32.5%	58,420 30.4%	59,812 27.9%	63,146 27.8%	63,663 30.0%
原告側のみ弁護士選任	52,538 34.0%	52,162 32.9%	54,738 34.8%	54,728 35.1%	55,432 34.9%	50,907 35.5%	47,679 35.8%	52,258 36.6%	68,153 39.4%	77,157 40.1%	91,244 42.5%	102,985 45.3%	92,119 43.4%
被告側のみ弁護士選任	6,190 4.0%	6,979 4.4%	7,469 4.7%	7,288 4.7%	7,224 4.5%	6,531 4.6%	5,719 4.3%	5,989 4.2%	7,308 4.2%	8,426 4.4%	9,086 4.2%	8,390 3.7%	8,722 4.1%
双方本人による	32,005 20.7%	33,989 21.4%	33,269 21.1%	33,057 21.2%	35,225 22.1%	30,332 21.2%	26,645 20.0%	30,424 21.3%	41,162 23.8%	48,230 25.1%	54,370 25.3%	52,914 23.3%	47,986 22.6%
総数	154,395	158,781	157,451	155,755	159,032	143,294	133,006	142,976	172,885	192,233	214,512	227,435	212,490

※ 裁判所データブックによる。



(2) 法律相談件数

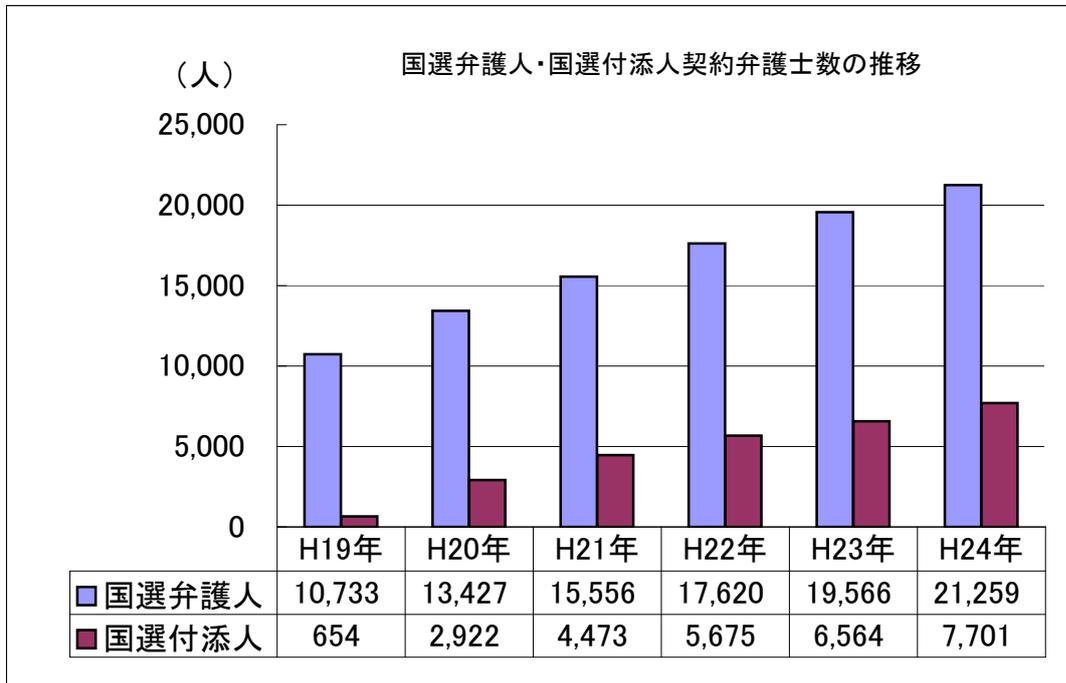


※ 弁護士白書及び法テラス公表資料による。

(注)

- 1 無料法律相談((財)法律扶助協会又は法テラス)は、(財)法律扶助協会(H13.4~H18.9)又は法テラス(H18.10~H23.3)が実施した件数。平成18年度は(財)法律扶助協会及び法テラスの実績件数を合算したものの。
- 2 法テラス及び交通事故相談センター以外の法律相談件数は、日弁連が弁護士会に対して実施したアンケートによるもの。
- 3 無料法律相談のその他には弁護士会主催・自治体提携・社会福祉協議会等が含まれるが、弁護士会によってこれらの件数を把握していない会もある。

(3) 国選弁護士・国選付添人契約弁護士数

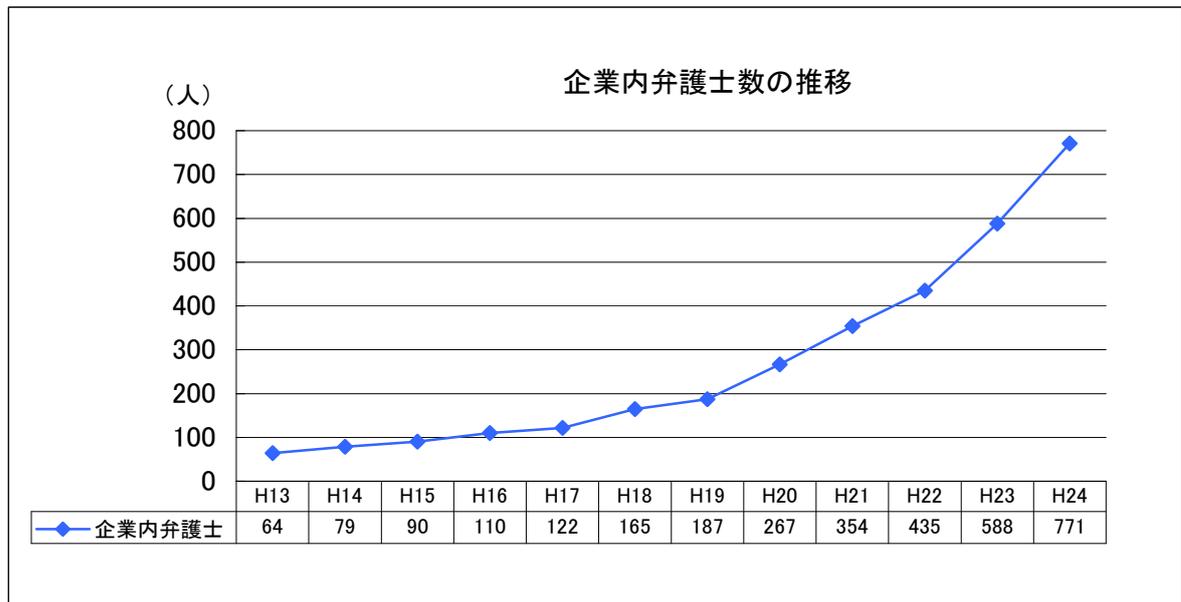


(注)

- 1 法テラス資料
- 2 各年4月1日現在。ただし、国選付添人の平成19年契約弁護士数は、11月7日現在。
- 3 「国選弁護士・国選付添人契約弁護士」とは、法テラスとの間で国選弁護士又は国選付添人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士をいう。

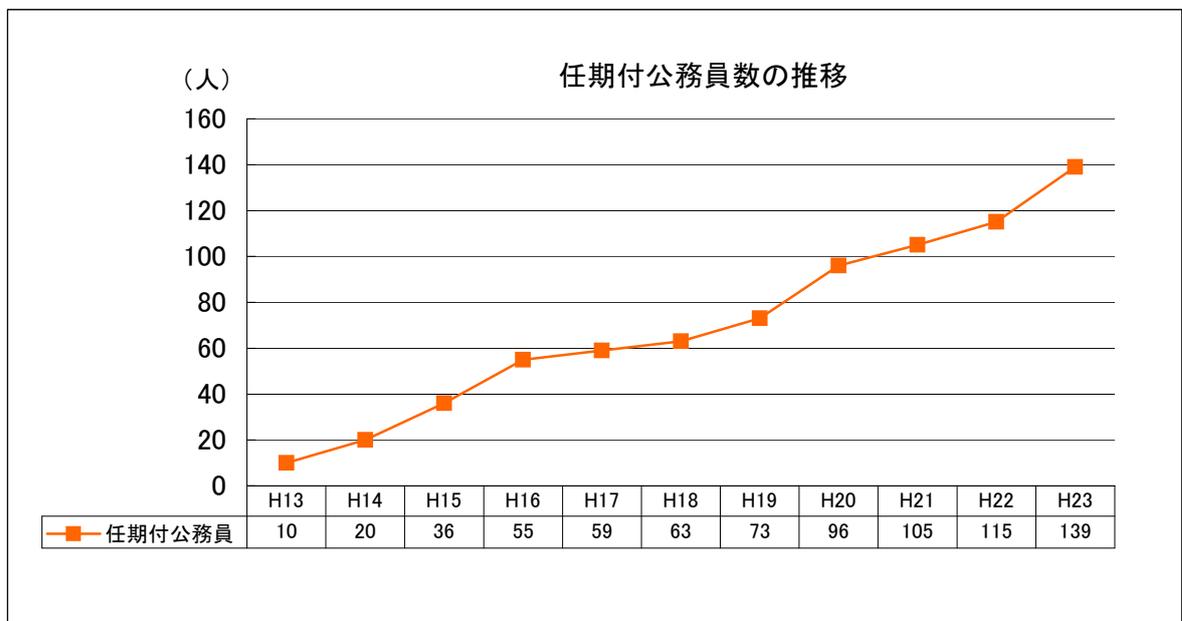
(4) 法曹の活動領域の拡大状況

ア 組織内弁護士数の推移



(注)

- 1 日本組織内弁護士協会の公表資料による。なお、企業内弁護士とは、企業の従業員、使用人、役員として職務を遂行している弁護士をいう。
- 2 数値は、以下の時点
平成13年…9月, 平成14年…5月, 平成15年・16年…3月, 平成17年…4月, 平成18年…12月,
平成19年～21年…6月, 平成22年…6月, 平成23年…6月, 平成24年…6月



(注)

- 1 人事院資料による。なお、任期付公務員とは、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づき、任期付きで採用された一般職の国家公務員をいう。
- 2 任期付公務員の数値は、各年12月31日時点

イ 修習期別企業内弁護士数・経験年数別企業内弁護士割合

司法修習期別企業内弁護士数

(2012年6月末日現在)

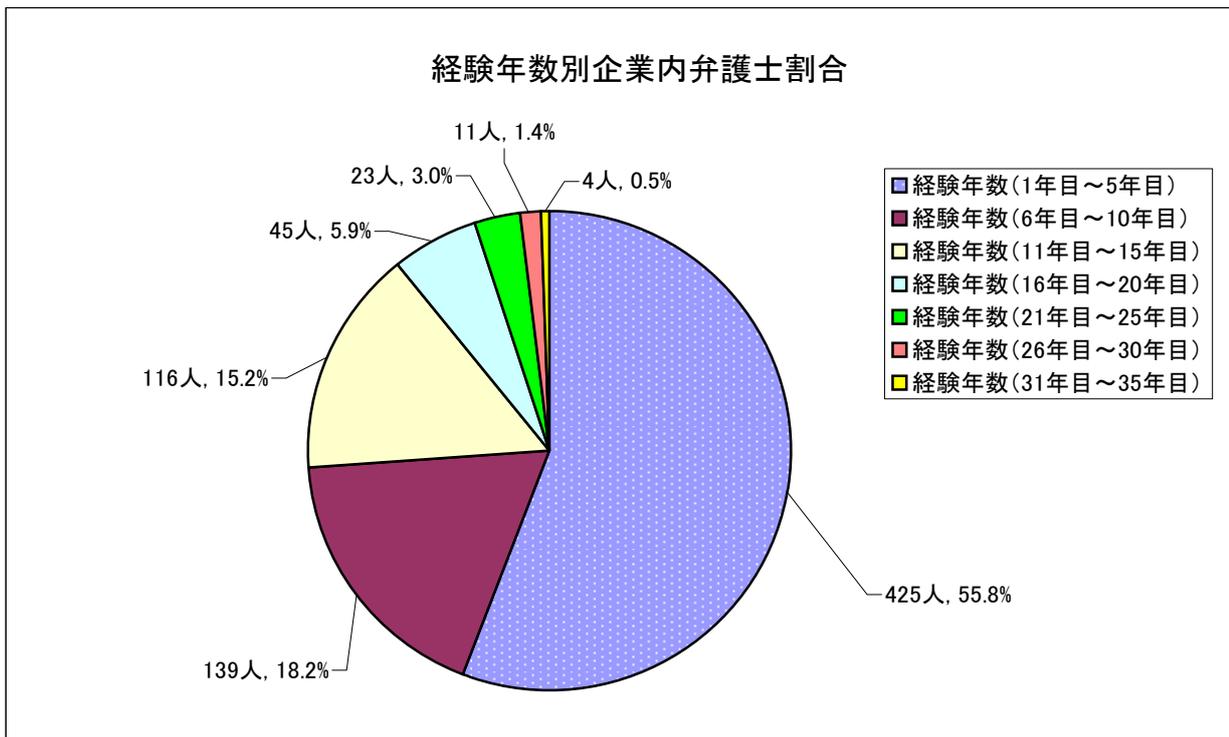
修習期	経験年数	人数(人)									
30期	35年目	2	40期	25年目	3	50期	15年目	16	60期	5年目	68
31期	34年目	1	41期	24年目	3	51期	14年目	22	61期	4年目	104
32期	33年目	0	42期	23年目	5	52期	13年目	22	62期	3年目	84
33期	32年目	0	43期	22年目	5	53期	12年目	25	63期	2年目	74
34期	31年目	1	44期	21年目	7	54期	11年目	31	64期	1年目	95
35期	30年目	1	45期	20年目	2	55期	10年目	26			
36期	29年目	1	46期	19年目	6	56期	9年目	33			
37期	28年目	1	47期	18年目	10	57期	8年目	29			
38期	27年目	2	48期	17年目	12	58期	7年目	24			
39期	26年目	6	49期	16年目	15	59期	6年目	27			
30期台合計		15	40期台合計		68	50期台合計		255	60期台合計		425

※ 日本組織内弁護士協会公表資料による。

(注)

- 1 上記のほか、11期、13期、17期、20期、28期、29期に各1人、未登録が2人。
- 2 30期は、1978年に司法修習を終了。
- 3 60期から、法科大学院を卒業した新司法試験合格者を含む。

(2012年6月末日現在)



弁護士未登録者数の推移比較

2012/6/20時点

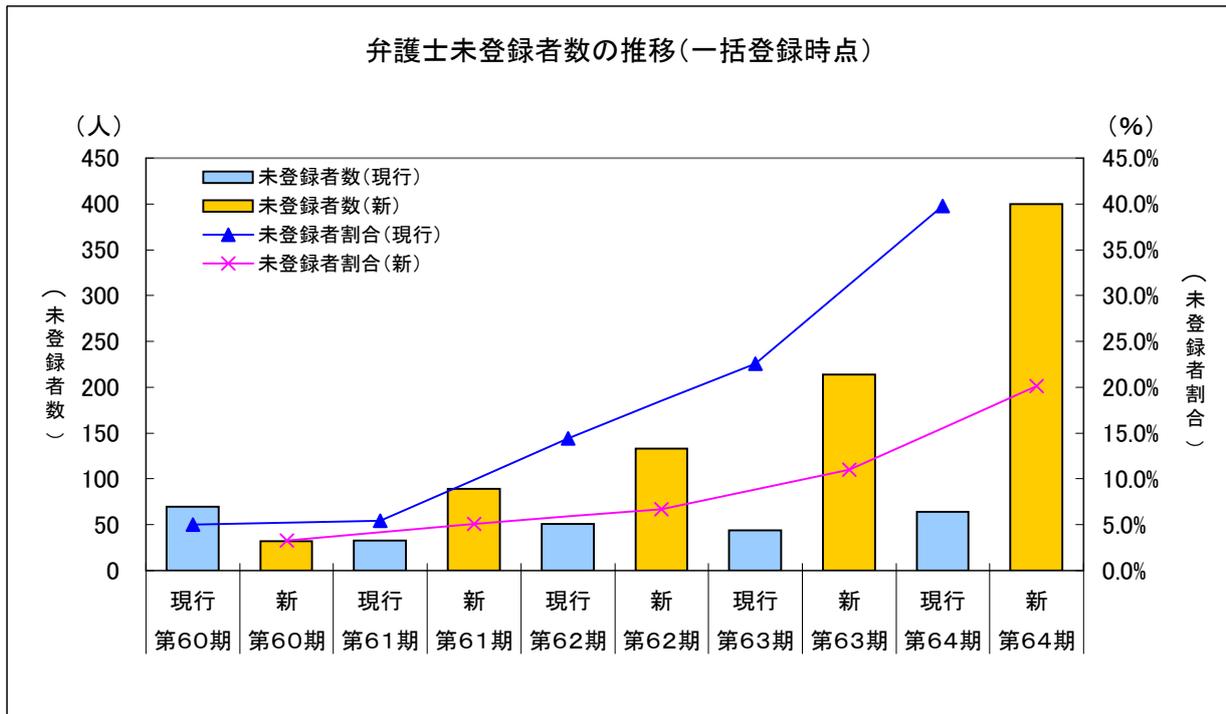
司法修習終了者(裁判官及び検察官任官者を除く。)の弁護士登録等状況

修習 終了者数	一括登録 日	一括登録時点		約1カ月後		約2カ月後		約3カ月後		約4カ月後		約6カ月後		約12カ月後		弁護士未登録者の内訳 (一括登録後2カ月時点)	
		登録者 数	未登録 者数 割合		登録者 数												
現 1,397	2007.9.5	1,204	70	5.0%	1,224	50	3.6%	1,254	20	1.4%	1,257	17	1.2%	1,262	12	0.9%	■企業、官庁、大学等への就職等:4 未調査
新 979	2007.12.20	839	32	3.3%	850	21	2.1%	856	17	1.7%	857	14	1.4%	859	12	1.2%	
現 609	2008.9.3	532	33	5.4%	541	24	3.9%	553	12	2.0%	555	10	1.6%	558	7	1.1%	■企業、官庁、大学等への就職等:2 ■登録手続中:0 ※注③ ■企業、官庁、大学等への就職等:19 ■就職活動中:2 ■不明・その他:8
新 1,731	2008.12.18	1,494	89	5.1%	1,517	66	3.8%	1,541	42	2.4%	1,551	32	1.8%	1,554	29	1.7%	
現 354	2009.9.3	285	51	14.4%	304	32	9.0%	310	26	7.3%	314	22	6.2%	318	18	5.1%	■登録見込み:3 ■企業、官庁、大学等への就職等:6 ■就職活動中:11 ■不明・その他:6
新 1,992	2009.12.17	1,693	133	6.7%	1,732	94	4.7%	1,761	65	3.3%	1,771	55	2.8%	1,785	41	2.1%	
現 195	2010.8.26	143	44	22.6%	156	31	15.9%	161	26	13.3%	168	19	9.7%	176	11	5.6%	■登録見込み:14 ■企業、官庁、大学等への就職等:15 ■就職活動中:20 ■不明・その他:16
新 1,949	2010.12.16	1,571	214	11.0%	1,645	140	7.2%	1,688	97	5.0%	1,712	73	3.7%	1,719	66	3.4%	
現 161	2011.8.25	92	64	39.8%	108	48	29.8%	121	35	21.7%	129	27	16.8%	135	21	13.0%	■登録見込み:13 ■企業、官庁、大学等への就職等:8 ■就職活動中:5 ■不明・その他:9
新 1,991	2011.12.15	1,423	400	20.1%	1,545	278	14.0%	1,679	144	7.2%	1,714	109	5.5%	1,734	89	4.5%	

※参考:第62期、第63期の弁護士未登録者の一括登録後12ヶ月時点での進路の内訳
 現62 ■登録見込み:1 ■企業、官庁、大学等への就職等:3 ■就職活動中:6 ■不明・その他:4
 新62 ■企業、官庁、大学等への就職等:12 ■就職活動中:5 ■不明・その他:8
 現63 ■企業、官庁、大学等への就職等:2 ■就職活動中:2 ■不明・その他:4
 新63 ■企業、官庁、大学等への就職等:8 ■就職活動中:13 ■不明・その他:17

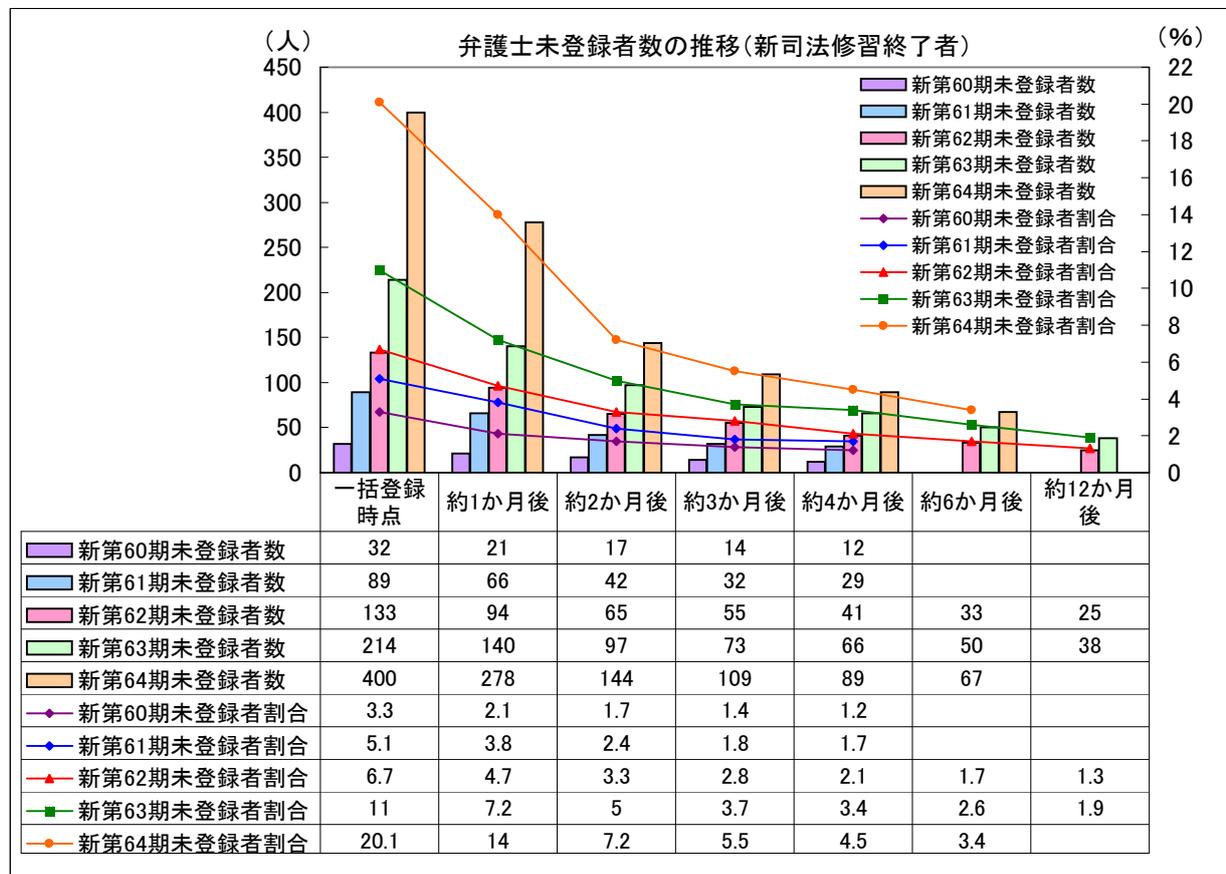
注①:現60期の約4カ月後は2008年2月6日時点(約5カ月後)の数字である。
 注②:現61期の約4カ月後は2009年2月1日時点(約5カ月後)の数字である。
 注③:新61期の弁護士未登録者の内訳は2009年4月3日時点(約4カ月後)である。
 注④:未登録者は、任官者・任検者を除いた数字である。

弁護士未登録者数の推移

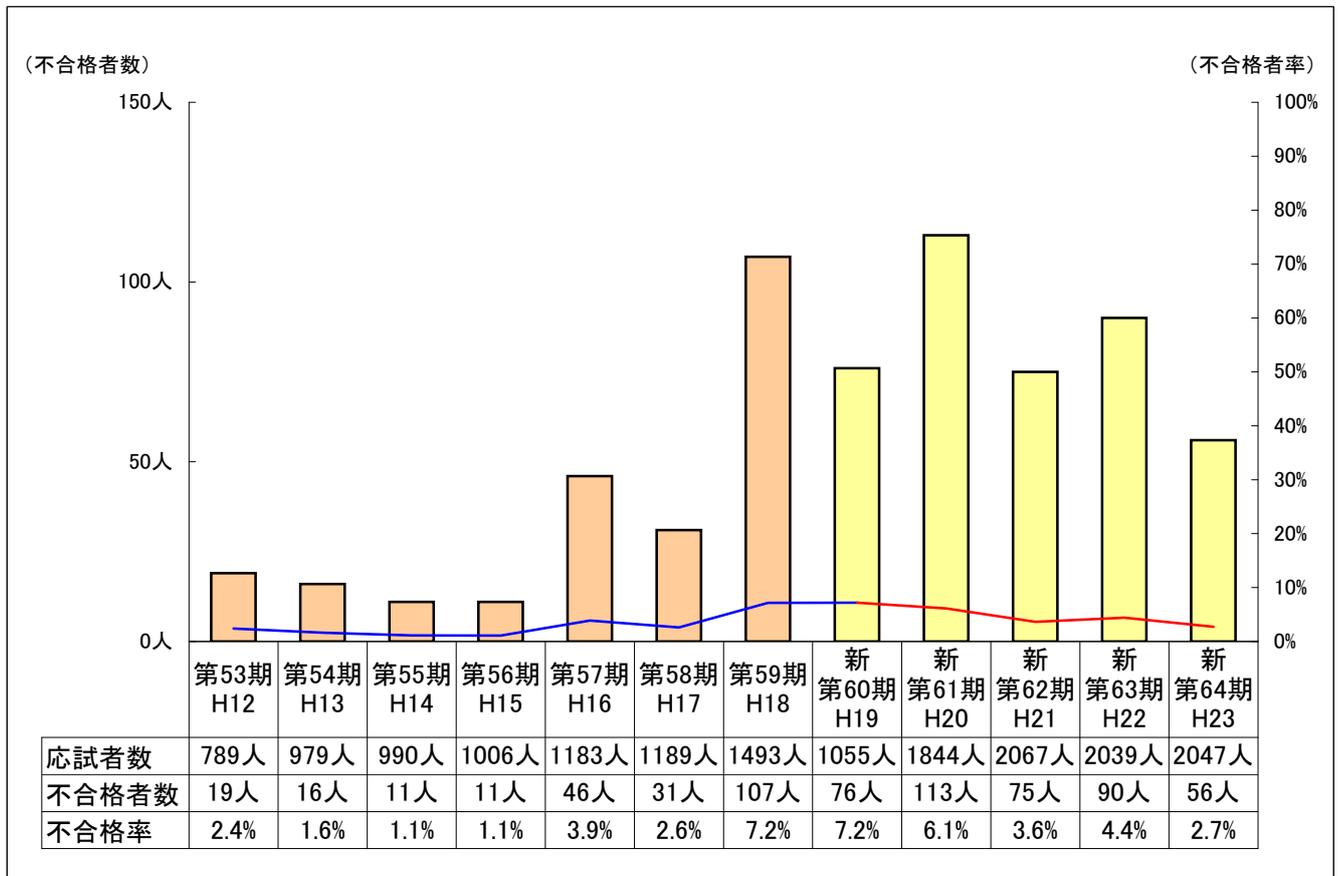


(注)

- 1 弁護士未登録者数は、裁判官及び検察官任官者を除いた数である。
- 2 未登録者割合は、修習終了者数に対する未登録者数の割合である。



6 司法修習生考試(二回試験)の合格状況



※最高裁公表資料による。

(注) 1 応試者数, 不合格者数には, 再受験者数が含まれる。

(注) 2 不合格者数には, 病気等により本試験を欠席し, 可否の判定を留保された者及び再受験者数が含まれる。

7 諸外国における法曹人口

(単位:人)

	アメリカ		イギリス ^(注1)	ドイツ	フランス	韓国	日本	
	連邦	州						
人口	311,591,917		55,240,500	81,751,602	65,350,181	50,871,606	127,799,000	
法曹人口 (対人口10万比)	1,211,087 (388.68)		132,611 (240.06)	181,336 (221.81)	62,194 (95.17)	18,689 (36.74)	38,529 (30.15)	36,824 (28.81)
裁判官 (対人口10万比)	32,501 (10.43)		3,726 (6.75)	20,411 (24.97)	5,931 (9.08)	2,730 (5.37)	3,686 (2.88)	2,880 ^(注2) (2.25)
	1,823 (0.59)	30,678 (9.85)						
検察官 (対人口10万比)	31,918 (10.24)		2,888 (5.23)	5,246 (6.42)	1,990 (3.05)	1,904 (3.74)	2,709 (2.12)	1,810 ^(注3) (1.42)
	5,465 (1.75)	26,453 (8.49)						
弁護士 (対人口10万比)	1,146,668 (368.00)		125,997 (228.09)	155,679 (190.43)	54,273 (83.05)	14,055 (27.63)	32,134 (25.14)	
弁護士数/裁判官数	35.28		33.82	7.63	9.15	5.15	8.72	11.16

※裁判所データブック及び法務省調べによる。

(注1) イギリスは、イングランド及びウェールズを対象とする。

(注2) 簡裁判事を除いた数

(注3) 副検事を除いた数

1 人口

日本 …… 平成23年10月1日現在 (総務省統計局調査)

アメリカ .. 2011年7月1日現在 (米統計局(U. S. Census Bureau)調査)

イギリス .. 2010年6月現在 (英国政府統計局(Office for National Statistics)調査)

ドイツ 2010年12月31日現在 (連邦統計局調査)

フランス .. 2012年1月1日現在 (フランス全土(フランス本土及びマイヨットを除く海外県を含む。))
(仏国立統計経済研究所(INSEE)調査)

韓国 …… 2012年8月現在

2 裁判官数

日本 …… 平成24年度予算による定員

アメリカ

連邦 最高裁判所(Supreme Court), 控訴裁判所(Court of Appeals), 地方裁判所(District Court), 国際通商裁判所(Court of International Trade), 連邦請求裁判所(Court of Federal Claims), 軍法上訴裁判所(Courts of Appeals for the Armed Forces), 退役軍人裁判所(Court of Appeals for Veterans Claims), 破産裁判所(Bankruptcy Court)及び租税裁判所(Tax Court)の各裁判官数(連邦治安判事(U. S. Magistrate Judge)を含む。)の合計の定員(2012年3月現在, 全米50州及びワシントン D. C. のみ, United States Code Title28に規定)

州 …… 全米50州及びワシントン D. C. の通常第一審管轄裁判所, 上訴審を管轄する裁判所及び制限的第一審管轄裁判所の裁判官数(非常勤を含む。市長及び市議会議員との兼任裁判官は除く。)。なお, 通常第一審管轄裁判所の裁判官数は, 11,599人(非常勤を含む。)(State Court Caseload Statistics, 2009から)

イギリス .. 常勤裁判官1,457人(Justices of the Supreme Court, Heads of Divisions, Lords Justices of Appeal, High Court Judges, Circuit Judges, District Judges(County Court), District Judges(Magistrates' Court), Masters, Registrars, Costs Judges, District Judges(Principal Registry of the Family Division)(以上2011年4月1日現在。Judicial Database 2011から))及び非常勤裁判官2,269人(Deputy Circuit Judge(2012年3月現在。Judicial Officeに照会), Recorders, Deputy District Judges(County Courts), Deputy Masters, Deputy Registrars, Deputy Costs Judges, Deputy District Judges(Principal Registry of the Family Division), Deputy District Judges(Magistrates' Court)(以上2011年4月1日現在。Judicial Database 2011から))の合計数。このほか, 法曹資格を有しない非常勤の無給治安判事(Justices of the Peace)が

- 26,966人いる(2011年4月1日現在。Judicial and Court Statistics 2010から)。
 ドイツ …… 連邦及び州の各裁判権に属する全裁判官の数(2010年12月31日現在)。試用裁判官(Richter auf Probe)を含む(連邦統計局調査)。
 フランス .. 2009年12月31日現在の数(司法官職高等評議会調査)。海外県・海外自治体を含む。
 韓国 …… 2012年6月30日現在の数

3 検察官数

- 日本 …… 平成24年度の定員
 アメリカ
 連邦 …… 連邦検察官(U. S. Attorney)93人及び連邦検察官補(Assistant U. S. Attorney)の総数(2012年4月現在。事務局等勤務を含む。司法省調査)
 州 …… 重罪事件を扱う検察庁における2007年現在の数(ただし、非常勤人員を勤務時間に応じて常勤人員に換算して算入。司法省発行のProsecutors in State Courts, 2007)
 イギリス .. 検察官の職にあるバリスタ及びソリシタ並びに法務長官(Attorney General)及び検事総長(Director of Public Prosecutions)の合計員数(2012年3月現在。Judicial Officeに照会)
 ドイツ …… 2010年12月31日現在の数(連邦統計局調査)。
 フランス .. 2009年12月31日現在の数(司法官職高等評議会調査)。海外県・海外自治体を含む。
 韓国 …… 2012年6月30日現在の数

4 弁護士数

- 日本 …… 平成24年4月1日現在の数(日本弁護士連合会調査)
 アメリカ .. 2010年12月31日現在、全米50の各州及びワシントン D. C. に居住しかつ現に活動している者の総数1,211,087人(American Bar Association 調査)から裁判官及び検察官の数を控除した数
 イギリス .. 独立開業している法廷弁護士(Barrister)12,420人(The General Council of the Bar 調査, 2010年12月現在)及び開業証書を保有する事務弁護士(Solicitor)117,862人(Trends in the Solicitor's Profession Annual Statistical Report 2010から, 2010年7月現在)の合計数から非常勤裁判官(Deputy District Judge (Magistrates' Court)を除く。), 検察官の職にあるソリシタ及び法務長官の数を控除した数。このほか被用弁護士(Employed Barrister)が2,967人いる(The General Council of the Bar 調査, 2010年12月現在)。
 ドイツ …… 2011年1月1日現在の数(連邦統計局調査)。
 フランス .. 従前の法律顧問(Conseil juridique)を含む弁護士(Avocat), 控訴院代訴士(Avoué près les cours d'appel)及びコンセイユデタ・破毀院弁護士(Avocat au Conseil d'État et à la Cour de cassation)の合計員数(2011年1月1日現在の数, 司法省調査)。
 韓国 …… 2012年6月30日現在の数

5 参考

- (1) 韓国では、2009年から法学専門大学院制度が開始し、総入学定員が2,000人と定められた。2012年には初めて弁護士試験が実施され、1,451人が合格した。
 (2) 諸外国の法曹人口の推移

		裁判官	検察官	弁護士
アメリカ	人数	31,004人 (2002年) → 32,496人 (2009年)	34,273人 (2001年) → 31,683人 (2007年)	972,722人 (2002年) → 1,124,077人 (2011年)
	増加数	1,492人	▲ 2,590人	151,355人
イギリス	人数	3,647人 (2002年) → 3,726人 (2011・2012年)	2,136人 (2002年) → 2,888人 (2012年)	96,030人 (2002年) → 123,199人 (2009年)
	増加数	79人	752人	27,169人
ドイツ	人数	20,901人 (2002年) → 20,411人 (2010年)	5,150人 (2002年) → 5,246人 (2010年)	116,282人 (2002年) → 155,679人 (2011年)
	増加数	▲ 490人	96人	39,397人
フランス	人数	5,093人 (2002年) → 5,931人 (2009年)	1,656人 (2002年) → 1,990人 (2009年)	33,540人 (2002年) → 54,273人 (2011年)
	増加数	838人	334人	20,733人

(注1) 裁判所データブックのデータを基に、各年ごとの各国の裁判官数・検察官数・弁護士数を算出し、その推移を明らかにしたもの。なお、統計の取り方等が必ずしも一貫していないため、増加数が同一対象を比較した数値でない可能性がある。

(注2) この表では、イギリスの非常勤裁判官(Magistrates' Court)の数が、裁判官数だけでなく弁護士数にも含まれている。

(参考) 諸外国における隣接法律専門職種について

	弁理士	税理士	司法書士	行政書士	土地家屋 調査士	社会保険 労務士
アメリカ	あり 弁理士 (patent agent) ※特許出願代 理のみ	あり 税理士 (enrolled agent) ※ただし、税理 士業務の一部	なし			
イギリス	あり 特許の弁理士 (patent attorney) 商標の弁理士 (trade mark attorney)	なし				
ドイツ	あり 弁理士 (patentanwalt)	あり 税理士 (steuerberater)	なし			
フランス	あり 工業所有権顧 問 (conseil en propriete industrielle)	なし	あり 公証人(notaire) ※不動産取引 等の書類の作 成強制	なし		
日本	あり					

(注) 各国ごとに、業務の内容や資格の名称等に基づき、日本の隣接法律専門職種に相当し得る資格の有無をまとめたものであるが、資格の権限・責任は、各国ごとに異なるものであり、日本の隣接法律専門職種の権限・責任と必ずしも一致する資格の有無を表すものではない。

8 隣接法律専門職種の人口の推移

	平成13年	平成18年	平成24年		
			H13からの増加率	H13からの増加率	
司法書士	17,075	18,059	5.8%	20,670	21.1%
認定司法書士	-	9,242	-	13,898	-
弁理士	4,537	6,695	47.6%	9,145	101.6%
付記弁理士	-	1,479	-	2,735	-
社会保険労務士	25,325	30,343	19.8%	36,850	45.5%
特定社会保険労務士	-	-	-	9,236	-
土地家屋調査士	18,717	18,320	-2.1%	17,328	-7.4%
認定土地家屋調査士	-	1,090	-	4,382	-
税理士	65,144	69,243	6.3%	72,635	11.5%
不動産鑑定士	6,138	7,086	15.4%	7,767	26.5%
行政書士	35,024	38,875	11.0%	42,177	20.4%

(注)

- 1 司法書士登録者数, 土地家屋調査士会員数, 行政書士登録者数については各年4月1日現在の人員。
- 2 弁理士登録者数, 社会保険労務士登録者数, 税理士登録者数については各年3月31日現在の人員。
- 3 不動産鑑定士登録者数については, 各年1月1日現在の人員。
- 4 認定司法書士とは, 法務大臣が指定する所定の研修の課程を修了し, 法務大臣が必要な能力を有すると認定(考査により判断)した司法書士をいう(※平成14年から制度開始)。
- 5 付記弁理士とは, 所定の研修を修了して特定侵害訴訟代理業務試験に合格し, 登録にその旨の付記を受けた弁理士をいう(※平成15年から制度開始)。
- 6 特定社会保険労務士とは, 所定の研修を修了して紛争解決手続代理業務試験に合格し, 登録にその旨の付記を受けた社会保険労務士をいう(※平成18年から制度開始)。
- 7 認定土地家屋調査士とは, 法務大臣が指定する所定の研修の課程を修了し考査を受けた者であって, 法務大臣が必要な能力を有すると認定(考査の成績により判断)した者であること等の要件を満たし, 登録にその旨の付記を受けた土地家屋調査士をいう(※平成16年から制度開始)。

(参考) 隣接法律専門職種 of 主な業務

主	な	業	務	主	な	訴	訟	等	代	理	権
司法書士	登記又は供託に関する手続についての代理、法務局等に提出等をすすめる書類の作成、裁判所等に提出する書類の作成等	○140万円以下の紛争等についての訴訟、即決和解、民事調停、筆界特定の手続等の代理 ○自ら代理した事件についての上訴の提起の代理【認定司法書士】	○140万円以下の紛争についての仲裁事件の手続又は裁判外の和解についての代理【認定司法書士】	主	な	訴	訟	等	代	理	権
弁理士	特許、実用新案、意匠、商標等に関する特許庁における手続等についての代理、これらの手続に係る事項に関する鑑定等	○特許等の侵害訴訟（弁護士が代理人になってい るものに限る）における代理 【付記弁理士】 ○特許等に関する訴訟における補佐人 ○特許等の審決取消訴訟における代理	○特許等に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続（経済産業大臣が指定する団体が行うものに限る）についての代理	主	な	訴	訟	等	代	理	権
社会保険労務士	労働社会保険諸法令に基づいて行政機関等に提出する申請書の作成等、労働社会保険諸法令に基づき申請等についての代理等	なし	○都道府県労働局紛争調整委員会・都道府県労働委員会が行う個別労働関係争のあわせん手続についての代理 ○都道府県労働局紛争調整委員会が行う男女雇用機会均等法、パート労働法、育児介護休業法の調停手続についての代理 ○個別労働関係争について民間の裁判外紛争解決手続（厚生労働大臣が指定する団体が行うものに限る）についての代理 【特定社会保険労務士】	主	な	訴	訟	等	代	理	権
土地家屋調査士	不動産の表示に関する登記に関し、これに必要な土地又は建物に関する調査又は測量、申請手続等	○筆界特定の手続についての代理 ※全ての土地家屋調査士が代理を業とすることができる	○土地の境界が明らかでないことを原因とする民事紛争についての民間の裁判外紛争解決手続（法務大臣が指定する団体が行うものに限る）についての代理 【認定土地家屋調査士】	主	な	訴	訟	等	代	理	権
税理士	各種税金の申告・申請、税務書類の作成、税務相談等	○税務訴訟における補佐人	なし	主	な	訴	訟	等	代	理	権
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価	なし	なし	主	な	訴	訟	等	代	理	権
行政書士	官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類等の作成、行政書士が作成することができる官公署に提出する書類等の提出手続及び許認可等に関する行われる聴聞又は弁明の機会の付与等の手続において官公署に対してする行為についての代理等	なし	なし	主	な	訴	訟	等	代	理	権